



南さつま市 次世代育成支援 行動計画 【後期計画】

子どもの笑顔が
“かがやく” まちづくり



平成22年3月
鹿児島県 南さつま市



はじめに

国においては、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、本市においても旧 1 市 4 町合併後の平成 19 年 3 月に平成 22 年 3 月を目標年次とする「南さつま市次世代育成支援行動計画」を策定し、次世代育成支援対策の推進を図ってきたところです。



しかしながら、平成 17 年にわが国は初めて総人口が減少に転じ、出生数が 106 万人及び合計特殊出生率が 1.26 と、ともに過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行が見られました。

このような動向を踏まえ、設置された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議において、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされる「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が平成 19 年 12 月にとりまとめられました。

今般、児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、次世代育成支援対策推進法の一部が改正されたことや平成 15 年の次世代育成支援対策推進法制定以降の情勢変化等を踏まえ、国が示した行動計画策定指針に即して、平成 22 年度から平成 26 年度の 5 年間の計画期間とする後期行動計画を策定することとし、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期等を定めることとしました。

今後、この後期行動計画に基づき、国・県や関係機関等と連携を図りながら本市における次世代育成支援対策の推進を図るとともに、総合的な少子化対策を講じて参りますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、後期行動計画策定にあたり、貴重なご意見やご指導を賜りました南さつま市次世代育成支援対策地域協議会委員及び関係各位に心から厚くお礼申し上げます。

平成 22 年 3 月

南さつま市長 **本坊 輝雄**

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	3
2	計画の概要	7
3	計画の位置づけ	10
4	計画期間	10
5	計画策定体制と経緯等	11
6	ニーズ調査の概要	12

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

1	少子化の動向	15
2	家庭環境の推移	21
3	就労環境の推移	24
4	保育サービスの状況	25
5	母子保健に関する状況	27

第3章 計画の基本構想

1	基本理念	33
2	基本的施策	35
3	施策の体系	36

第4章 具体的な支援・施策

1	地域における子育て支援	41
2	母性、乳児及び幼児等の健康の確保・増進	51
3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	61
4	子育てを支援する生活環境の整備	69
5	職業生活と家庭生活との両立の推進等	73
6	子どもの安全の確保	78
7	児童虐待防止対策の充実	80
8	ひとり親家庭の自立支援の促進	83
9	障がいのある子どもへの支援	86
10	子育てにかかる費用への支援	91

第5章 計画の評価及び推進

1 計画の評価	97
2 計画の推進	100
3 進捗状況の点検・評価	101

資料編

・南さつま市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	105
・南さつま市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿	106
・用語解説	107

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

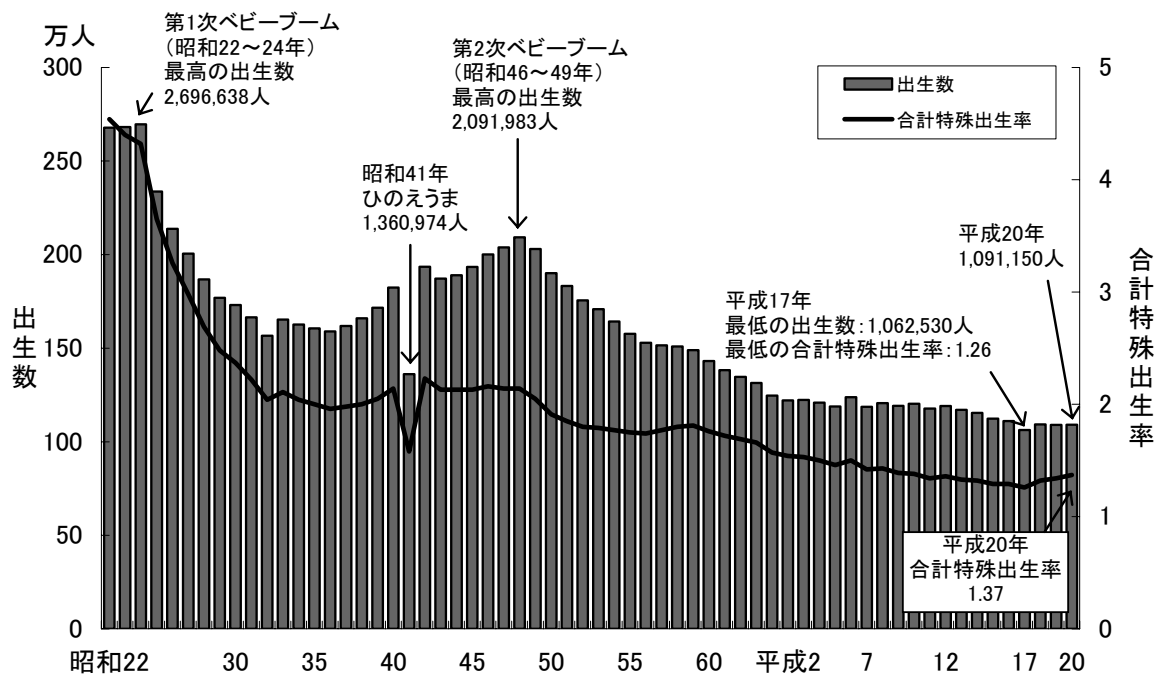
1 計画策定の背景と趣旨

(1) 少子化の進行

少子化の現状

我が国においては、急速に少子化が進行し、2005（平成17）年の合計特殊出生率が、1.26と過去最低を更新するとともに、人口も2004（平成16）年をピークに減少に転じ、人口減少社会が現実のものとなりました。2008（平成20）年の合計特殊出生率は、前年を0.03ポイント上回る1.37と3年連続で上昇し、出生数も対前年比1千人増の約109万1千人となっているものの、いずれも依然として低い水準となっています。また、2006（平成18）年末に発表された国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」によると、現在の傾向が続けば、2055（平成67）年には我が国の人口は9千万人を割り込み、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割り、高齢化率は40%を超えるという厳しい見通しが示されています。

出生数及び合計特殊出生率の年次推移



資料：人口動態統計

(注) 昭和22年～昭和47年は沖縄県を含まない。

少子化の要因と背景

厚生労働省「人口動態統計」における2008（平成20）年の婚姻件数については、72万6,106組で、前年の71万9,822組より6,284組増加し、婚姻率（人口千対）についても5.8と、前年の5.7を上回っています。

同資料による日本人の平均初婚年齢は、2008（平成20）年は、夫が30.2歳（前年30.1歳）、妻が28.5歳（前年28.3歳）と上昇を続けており、晩婚化が進行しています。

また、出産したときの母親の平均年齢は、第1子が29.5歳（前年29.4歳）と、晩産化も進行しています。

2005（平成17）年の総務省「国勢調査」における未婚率は、男性では、25～29歳で71.4%、30～34歳で47.1%、35～39歳で30.0%、女性では、25～29歳で59.0%、30～34歳で32.0%、35～39歳で18.4%となっています。30年前の1975（昭和50）年においては、30代の男性・女性ともに約9割が結婚していたことを考えると、この間、未婚化が進行しています。さらに、生涯未婚率（50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合）を30年前と比較すると、男性は2.1%（1975年）から15.4%（2005年）、女性は4.3%（1975年）から6.8%（2005年）へ上昇しています。

このようなことから、（ ）晩婚化などによって産み方のペースが遅くなっている（晩産化）、（ ）結婚しない人の増加や夫婦の持つ子どもの数の減少によって女性が生涯に産む子どもの数が減っている（少産化）、という2つの現象が相まって少子化が進行していると考えられています。

（2）少子化の与える影響

- ・ 労働力人口が減少するとともに、労働力人口に占める高齢者の割合が高くなることで、労働力供給の減少による労働生産性の伸び悩みが予想され、ひいては経済成長率の低下する可能性があります。
- ・ 人口に占める高齢者の割合を高め、年金、医療、福祉等の社会保障の分野における現役世代の負担が増大することとなり、経済・社会の活力が阻害される危険性が大きいという深刻な状況になります。
- ・ 単身者や子どものいない世帯が増加し、社会の基礎的単位である「家族」の形態が変化するとともに、家系の断絶や先祖に対する意識の希薄化をもたらす可能性があります。
- ・ 子どもの数の減少による子ども同士の交流の機会の減少、過保護化などにより、子どもの社会性が育まれにくくなる等、その健やかな成長への影響が懸念されています。
- ・ 人口減少と高齢化の進行により、市町村によっては、福祉サービスや医療保険の制度運営に支障を来す等、住民に対する基礎的なサービスの提供が困難

になるとともに、道路、河川、田畑、山林等の社会資本や自然環境の維持管理が困難になり、地域社会の変容が懸念されています。

(3) 少子化対策に係る国の動き

次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、国において、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを基本として、次世代育成支援対策の推進が図られてきました。

しかしながら、平成17年には、初めて総人口が減少に転じ、出生者数は106万人、合計特殊出生率は1.26と、いずれも過去最低を記録しました。こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成18年6月の少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定されました。「新しい少子化対策」では、社会全体の意識改革と、

子どもと家族を大切にす観点からの施策の拡充という2点を重視し、具体的な施策を掲げています。

さらに、平成19年2月に「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議」が設置され、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するためには何が必要であるかに焦点を当てて検討が進められました。その結果、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（以下「重点戦略」という。）が取りまとめられました。

重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消において、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされています。

また、重点戦略では「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」に向け、具体的な制度設計の検討、先行して実施すべき課題という2つの課題が示され、の課題については地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための「児童福祉法等の一部を改正する法律」が平成20年11月に可決され、同年12月に公布されました。

の課題については、「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」」（平成20年12月24日閣議決定）の工程表において、2010年代前半の実施に向け、税制改革による財源確保を図りながら、検討を速やかに進めることとしています。

(4) 南さつま市の取組

本市は、平成 17 年 11 月に旧加世田市、旧笠沙町、旧大浦町、旧坊津町及び旧金峰町の 1 市 4 町が合併して新しい市として誕生しました。合併前の平成 17 年 3 月に旧 1 市 4 町では、それぞれ計画を策定していましたが、合併を受けて平成 19 年 3 月に旧 1 市 4 町の計画を統合した「南さつま市次世代育成支援行動計画」を策定し、総合的に施策を推進してきました。

(5) 計画策定の趣旨

本計画は、「子どもの笑顔が“かがやく”まちづくり」を目指して、平成 19 年 3 月に策定した「南さつま市次世代育成支援行動計画」の後期計画として策定するものです。

2 計画の概要

(1) 計画の対象者

本計画は、子どもをはじめ、その家族、地域、行政、企業等すべての市民を対象とします。

なお、本計画における「子ども」は、18歳未満のすべての子どもを対象とします。

(2) 計画策定にあたっての基本的な視点

市町村行動計画の策定にあたっては、行動計画策定指針において「行動計画策定に関する基本的事項」として次の基本的視点が定められています。

子どもの視点

子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮するとともに、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。

次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要です。

サービス利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、多様な個別のニーズに対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要です。

社会全体による支援の視点

父母・その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要です。

仕事と生活の調和の実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つであり、国及び地方自治体と企業等が連携し、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが必要です。

すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点及び社会的養護を必要とする子どもの増加や子どもの抱える背景の多様化に対応し、社会的養護体制の質・量の整備、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点を踏まえた取組が必要です。

地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、様々な地域活動団体、民間事業者、主任児童委員等が活動するとともに、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、加えて豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが必要です。

地域特性の視点

人口構造や産業構造、更には社会資源の状況など地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要です。

(3) 計画に盛り込むべき事項

市町村行動計画に盛り込むべき事項として、行動計画策定指針では下記の7分野が示されています。これらを踏まえつつ、市の実状に応じた施策を盛り込むとともに、利用者等のニーズを把握し、施策・事業の目標を可能な限り定量的に示すことが求められています。

地域における子育ての支援

母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子育てを支援する生活環境の整備

職業生活と家庭生活との両立の推進等

子ども等の安全の確保

要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

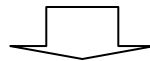
(4) 新たな対策の方向性

後期行動計画策定にあたっては、「仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪とした、新たな対策が求められています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」に向けて、次の3つの社会の実現を目指します。

- ・ 就労による経済的自立が可能な社会
- ・ 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- ・ 多様な働き方・生き方が選択できる社会



そのためには職場の意識改革や職場風土の改革・働き方の改革が必要

包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

今後の人口構造の変化に応じて、仕事と生活の調和を推進し、かつ、国民が希望する結婚や出産・子育ての実現を支えることに早急かつ戦略的な対応を図るために、次の3つの考え方で、給付・サービスを再構築するとともに、全国どの地域でも体系的に整備され、すべての子どもや子育て家庭に普遍的に提供される枠組みを構築します。

- ・ 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援
- ・ すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス
- ・ すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

3 計画の位置づけ

(1) 「南さつま市総合振興計画」等との関係

本計画は、上位計画である南さつま市総合振興計画に基づき、南さつま市の次世代育成支援策を総合的・一体的に進める分野計画のひとつとして位置づけます。

また、「母子保健計画(平成8年5月1日児母第20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知)」を包含した計画としています。

(2) 鹿児島県との連携

次世代育成支援対策の事業実施にあたっては、総合的かつ効果的な推進を図るため、鹿児島県の次世代育成支援対策行動計画である「かごしま子ども未来プラン」及び次世代育成支援の各施策との連携を一層強化していきます。

(3) 法律上の位置づけ

本計画は、「次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)」第8条第1項に規定する南さつま市の「市町村行動計画」です。

また、「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)に基づく「保育計画」、「母子及び寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を含むものとします。

4 計画期間

次世代育成支援対策推進法では、計画期間を10年間としており、平成17年度から平成21年度までの5年を前期計画期間、その後、平成22年度から平成26年度までの5年を後期計画期間としています。

本計画は、この後期計画となるものです。

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
前期行動計画期間									
				見直し	後期行動計画期間				

5 計画策定体制と経緯等

(1) 「南さつま市次世代育成支援対策地域協議会」の設置

本計画の策定にあたっては、公募による市民、保育教育関係者、保健医療福祉関係者、各種団体関係者、学識経験者を含む20名で構成する「南さつま市次世代育成支援対策地域協議会」(以下「地域協議会」という。)を設置し、審議を行いました。

(2) 行政機関内部の体制

本市では、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「南さつま市次世代育成支援行動計画策定委員会」を設置し、全庁的な体制の下に、行動計画策定を進めました。

(3) アンケートの実施

就学前児童、小学校児童のいる1,656世帯を対象とした「次世代育成支援に関するニーズ調査」を実施し、市民の皆様からご回答、ご意見をいただきました。

6 ニーズ調査の概要

(1) 調査の目的

「次世代育成支援に関するニーズ調査」は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項に基づく、平成22年度からの後期行動計画策定に向けて、市民の子育てに関する生活実態や要望・意見等を把握することを目的に実施しました。

(2) 調査の概要

調査時期

- ・平成21年1月

調査の対象者

- ・平成20年4月1日現在、南さつま市在住の就学前児童(0～5歳)及び小学校児童(6～11歳)の保護者

調査方法

- ・郵送による調査票の配布及び回収

回収状況

調査件数	回収件数	回収率	無効回答件数	有効回答件数	有効回答率
1,656件	1,025件	61.9%	134件	891件	86.9%
					(53.8%)

()内は調査件数全体に対する有効回答率

無効回答内訳

白紙回答	0件
年齢無効回答	32件
家庭類型無効回答	102件

家庭類型とは、国の「行動計画策定指針」で示されている、保護者の働き方の組み合わせごとに家庭を分類したものです。

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

1 少子化の動向

(1) 人口の推移

鹿児島県年齢別推計人口調査結果による平成20年10月1日現在の本市の総人口は、39,709人となっています。このうち、15歳未満の年少人口は、4,594人で、総人口の11.6%となっています。

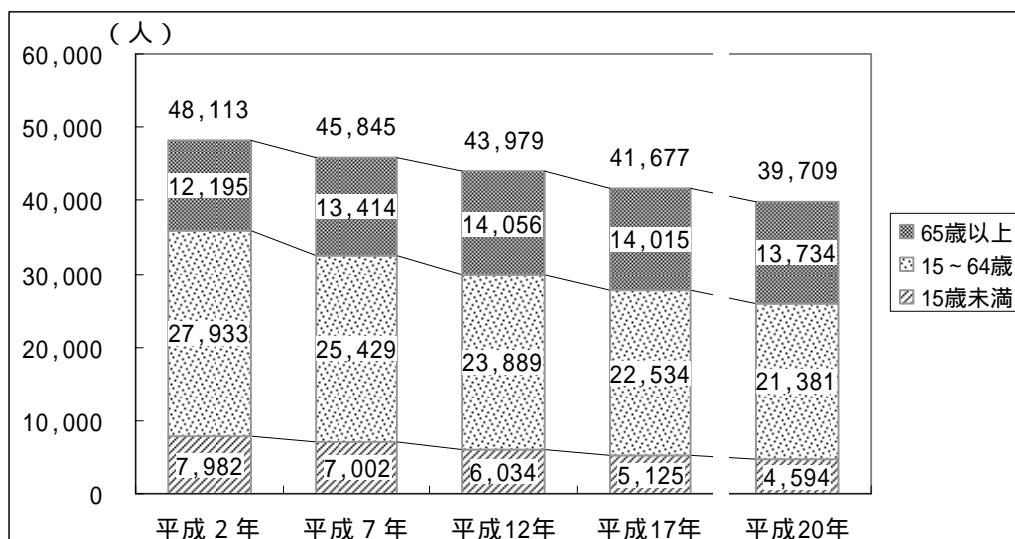
また、15歳以上65歳未満の生産年齢人口は、21,381人で53.8%、65歳以上の老年人口は13,734人で34.6%となっています。

総人口に占める15歳未満の年少人口の割合は、平成2年から平成20年までの18年間で、約5%減少しています。一方で65歳以上の老年人口の割合は、約9%増加しており、少子高齢化が進行しています。

人口推移と少子化動向（南さつま市）

単位：人

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成20年
総人口	48,113	45,845	43,979	41,677	39,709
15歳未満	7,982 (16.6%)	7,002 (15.3%)	6,034 (13.7%)	5,125 (12.3%)	4,594 (11.6%)
15～64歳	27,933 (58.1%)	25,429 (55.5%)	23,889 (54.3%)	22,534 (54.1%)	21,381 (53.8%)
65歳以上	12,195 (25.3%)	13,414 (29.3%)	14,056 (32.0%)	14,015 (33.6%)	13,734 (34.6%)



資料：平成2～17年は国勢調査（10月1日現在、旧1市4町の合算値）、平成20年は推計値（県統計課人口労働統計係：10月1日現在）

（注）小数点以下の処理の都合、年齢不詳者の数により各項目の和と総人口が一致しない場合があります。

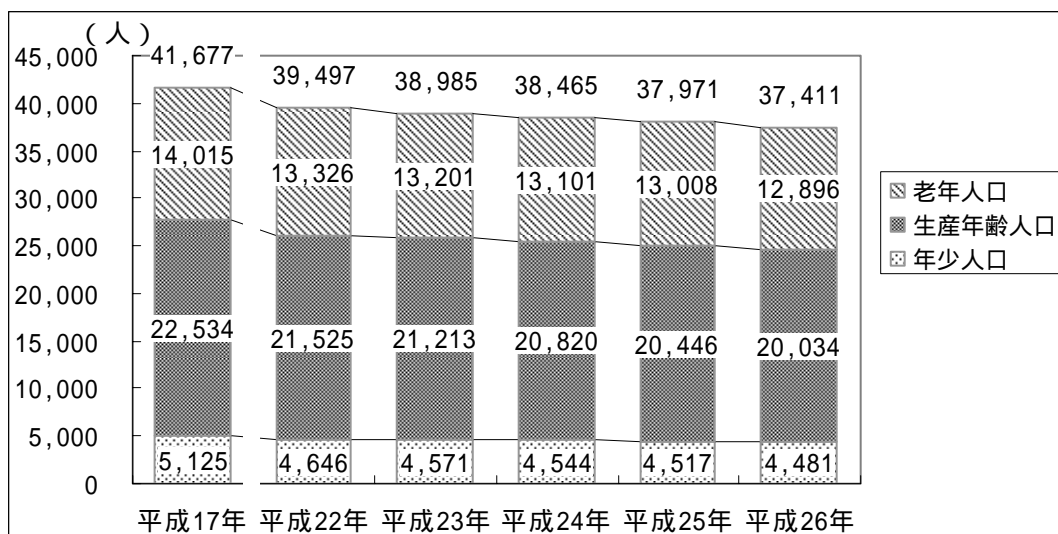
(2) 将来人口の推計

本市の過去の人口推移を基に、推計を行った結果が下図になります。

本市の人口は減少傾向にあり、平成26年の推計人口は、平成17年よりも4,266人少ない37,411人になると予想されます。

また、平成26年の年少人口(15歳未満)は、平成17年よりも644人少ない4,481人となることが予測されます。

将来人口推計(年齢3区分)



資料：平成12年、平成17年の国勢調査(各年10月1日現在)を基にコーホート変化率法及び婦人子ども比を用い推計

(3) 出生の動向

人口千人あたりの出生率は、平成16年から平成18年にかけては低下していましたが、平成19年には上昇に転じています。しかしながら、国や県と比較すると低い水準が続いています。

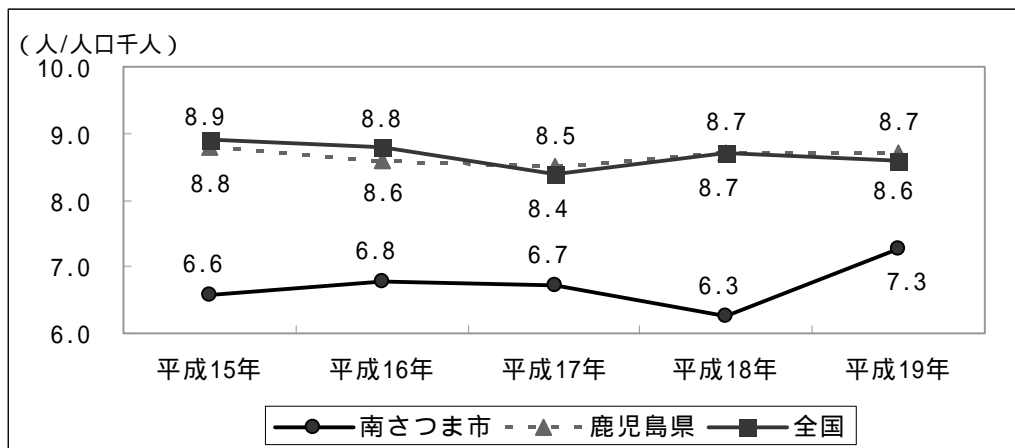
また、1人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、平成15年に1.64であったものが、平成19年には1.84と上昇していますが、人口を維持するのに必要とされる2.08を下回っており、少子化傾向が続いています。

出生数・率の推移

区 分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
出生数(人)	280	287	280	257	294
出生率(人/人口千人)	6.6	6.8	6.7	6.3	7.3

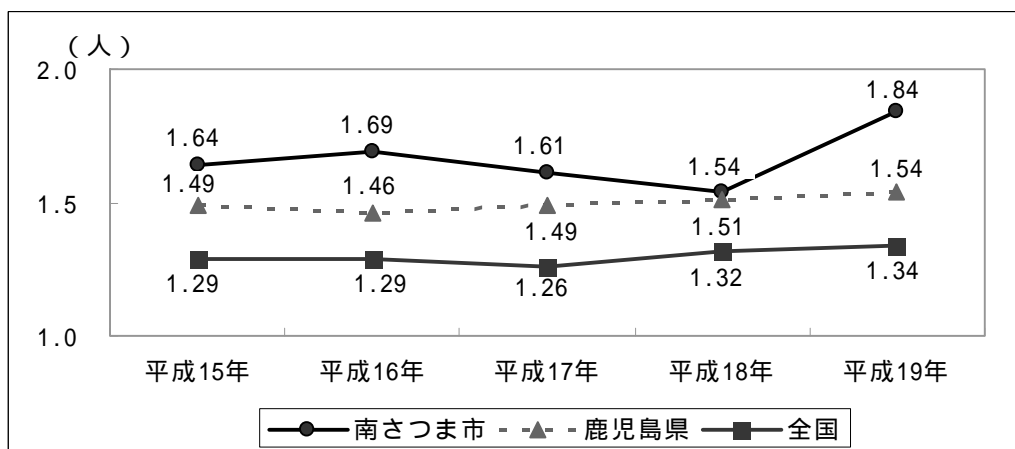
資料：人口動態統計（平成17年以前は旧1市4町の合算値）

出生率の推移



(注) 出生率：人口千人あたりの出生数

合計特殊出生率の推移



(注1) 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。

(注2) 南さつま市の値は母の年齢5歳階級毎の出生児数(人口動態統計)と5歳階級毎の女子人口数(各年10月1日現在)を用いて算出。

資料：全国、県は人口動態統計

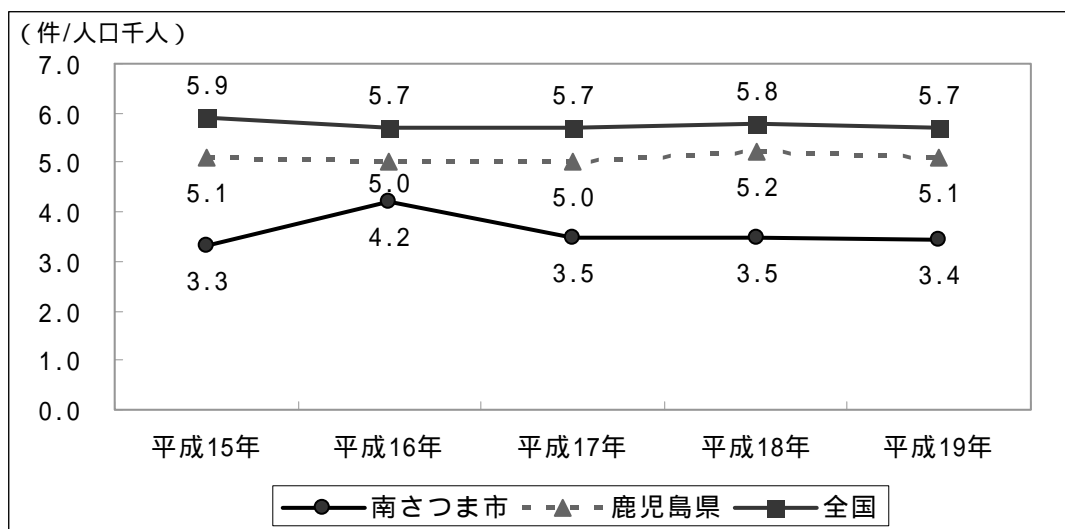
(4) 婚姻、離婚の動向

婚姻率は、平成19年では3.4となっており、ここ5年間、国、県より低い水準で推移しています。

また、離婚率は、平成18年の1.78から平成19年では1.41と減少しており、国、県より低い水準となっています。

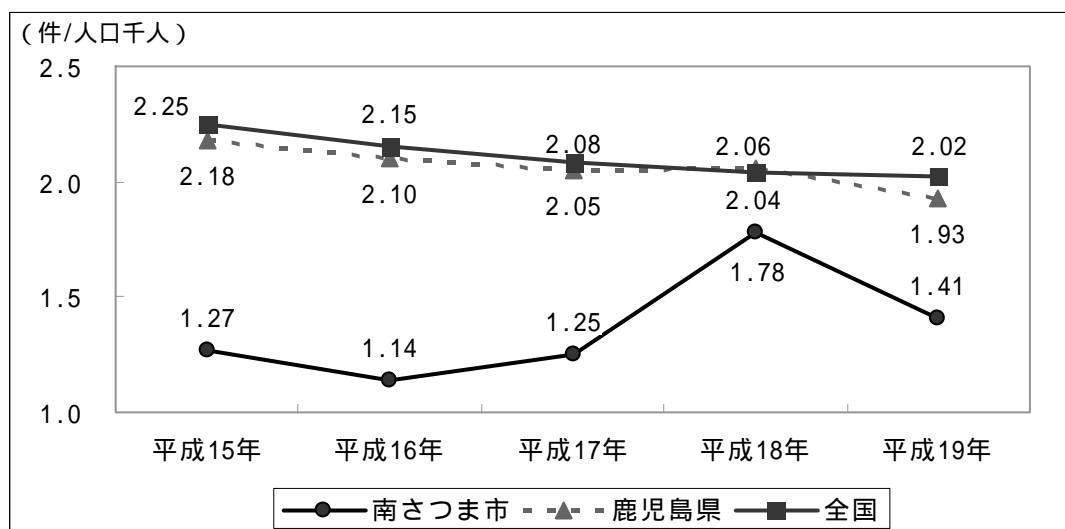
平均初婚年齢は、平成19年で男性が28.6歳、女性が27.3歳となっています。

婚姻率の推移



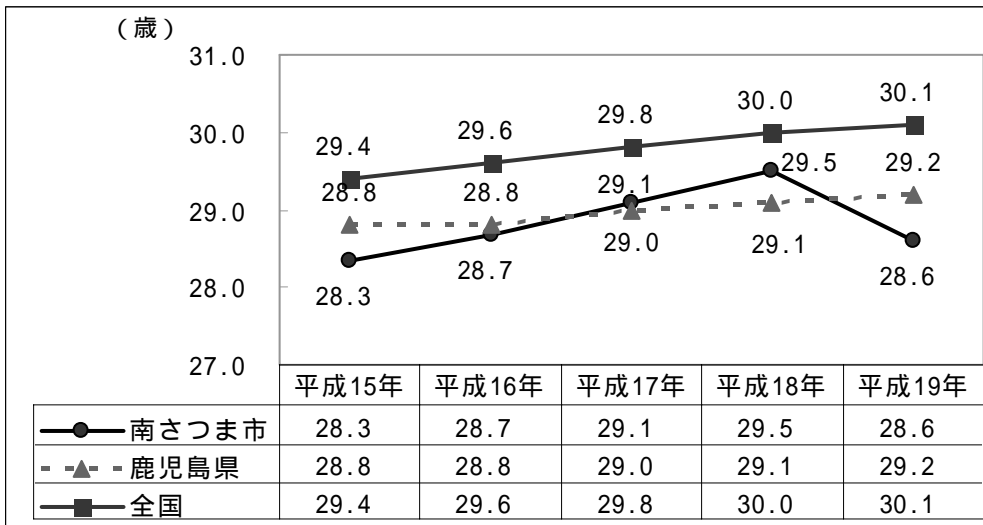
資料：人口動態統計（平成17年以前は旧1市4町の合算値）

離婚率の推移



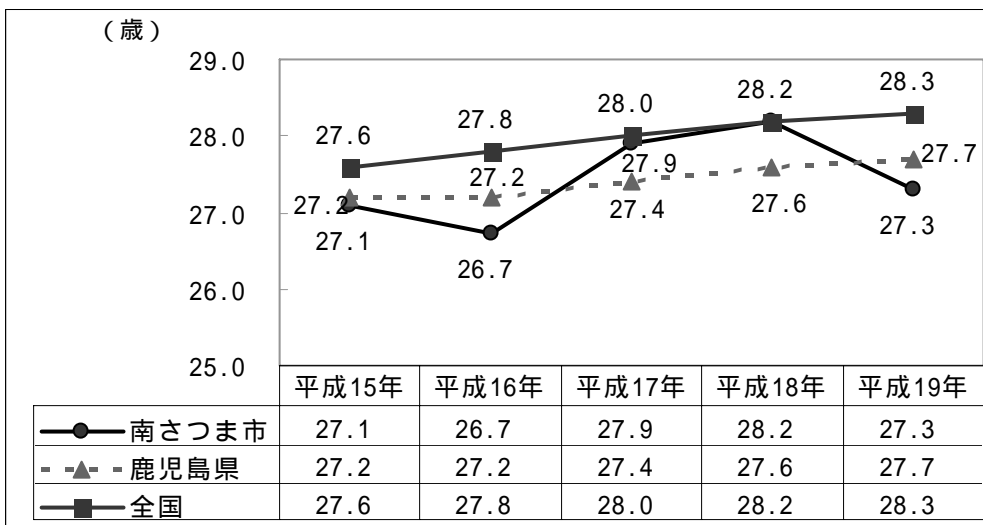
(注) 婚姻率・離婚率：人口千人あたりの婚姻数・離婚数
資料：人口動態統計（平成17年以前は旧1市4町の合算値）

平均初婚年齢の推移（夫）



資料：人口動態統計（平成17年以前は旧1市4町の合算値）

平均初婚年齢の推移（妻）

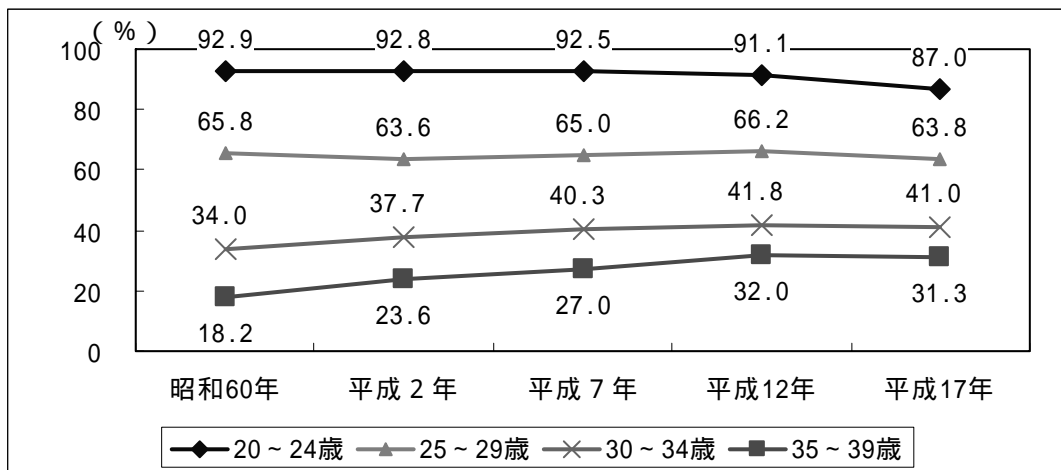


資料：人口動態統計（平成17年以前は旧1市4町の合算値）

(5) 未婚率の動向

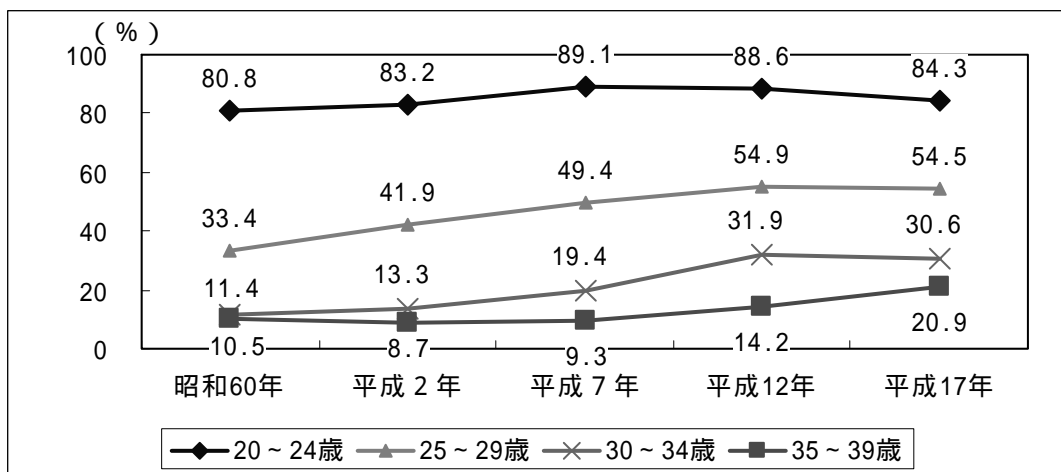
本市の、未婚率の推移は以下のとおりとなっています。

未婚率の推移（男性）



資料：国勢調査（旧1市4町の合算値）

未婚率の推移（女性）



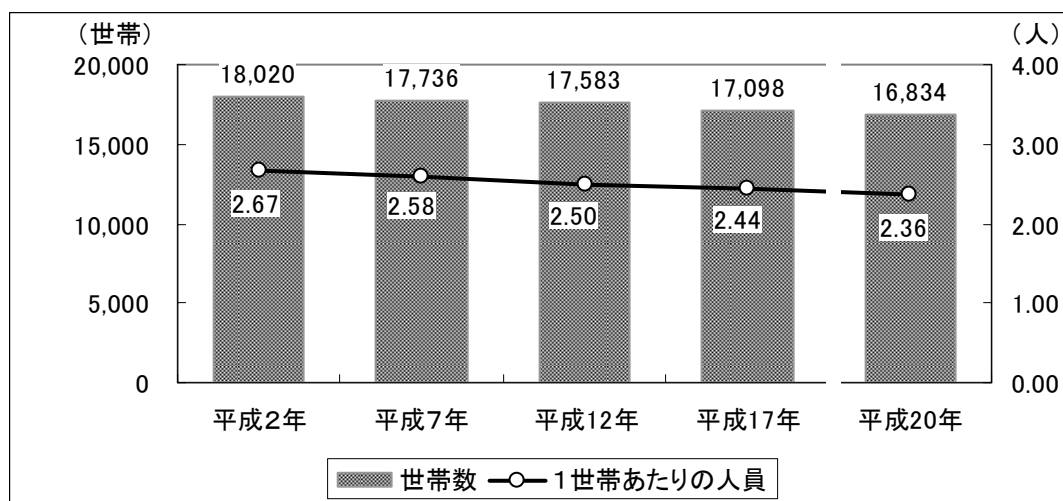
資料：国勢調査（旧1市4町の合算値）

2 家庭環境の推移

(1) 世帯数及び1世帯あたりの人員の推移

世帯数は、減少傾向にあり、平成20年では16,834世帯で平成2年から1,186世帯の減少となっています。また、1世帯あたりの人員も減少しており、平成20年では2.36人となっています。

世帯数及び1世帯あたりの人員の推移



資料：平成2～17年は国勢調査(10月1日現在、旧1市4町の合算値)、平成20年は推計値(県統計課人口労働統計係:10月1日現在)

(2) 家族類型別世帯数の推移

家族類型別世帯数の推移をみると、平成17年の核家族世帯数は平成2年から減少しているものの、依然として一般世帯の約6割を占めています。

家族類型別世帯数の推移

区分	一般世帯数 (世帯)	核家族世帯		その他親族世帯		非親族世帯		単独世帯	
		世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)
平成2年	14,563	8,998	61.8%	1,783	12.2%	10	0.1%	3,772	25.9%
平成7年	14,359	8,796	61.3%	1,493	10.4%	11	0.1%	4,059	28.3%
平成12年	14,293	8,701	60.9%	1,270	8.9%	21	0.1%	4,301	30.1%
平成17年	13,861	8,375	60.4%	1,050	7.6%	25	0.2%	4,411	31.8%

資料：国勢調査(旧1市4町の合算値)

(注) 家族類型：一つの世帯を家族のつながり、人数、年齢構成等で分類したもの

(3) 6歳未満の親族のいる一般世帯の推移

6歳未満の親族のいる世帯は平成17年現在、1,248世帯で世帯人員は5,083人、1世帯あたり4.1人となっています。また、6歳未満親族人員は1,766人で1世帯あたりの6歳未満人員は、1.4人となっています。

6歳未満の親族のいる一般世帯の推移

(世帯、人)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
世帯人員	8,467	7,017	5,842	5,083
6歳未満親族人員	2,788	2,361	1,920	1,766
世帯数	1,889	1,583	1,377	1,248
世帯あたり人員	4.5	4.4	4.2	4.1
世帯あたりの6歳未満人員	1.5	1.5	1.4	1.4

資料：国勢調査（旧1市4町の合算値）

(4) 18歳未満の親族のいる一般世帯の推移

18歳未満の親族のいる世帯は平成17年現在、3,422世帯で世帯人員は14,028人、1世帯あたり4.1人となっています。また、18歳未満親族人員は6,404人で1世帯あたりの18歳未満人員は、1.9人となっています。

18歳未満の親族のいる一般世帯の推移

(世帯、人)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
世帯人員	21,321	18,636	16,438	14,028
18歳未満親族人員	9,792	8,643	7,609	6,404
世帯数	4,910	4,302	3,885	3,422
世帯あたり人員	4.3	4.3	4.2	4.1
世帯あたりの18歳未満人員	2.0	2.0	2.0	1.9

資料：国勢調査（旧1市4町の合算値）

(5) 母子・父子世帯の推移

本市におけるひとり親世帯は、世帯数・世帯人員ともに増加傾向を示しており、一般世帯数に占める割合は平成17年時点で母子世帯が1.7%、父子世帯が0.2%となっています。

母子世帯の推移

(世帯、人)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
母子世帯	140	132	175	231
母子世帯人員	377	366	497	671
世帯あたり人員	2.7	2.8	2.8	2.9
一般世帯数	14,563	14,359	14,293	13,861
母子世帯の割合	1.0%	0.9%	1.2%	1.7%

資料：国勢調査（旧1市4町の合算値）

父子世帯の推移

(世帯、人)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
父子世帯	23	28	33	33
父子世帯人員	59	72	88	85
世帯あたり人員	2.6	2.6	2.7	2.6
一般世帯数	14,563	14,359	14,293	13,861
父子世帯の割合	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%

資料：国勢調査（旧1市4町の合算値）

3 就労環境の推移

(1) 就労の状況

本市の平成 17 年における全就業者数は 17,705 人で、就業率は 48.4% となっており、男女別では、男性が 61.0%、女性が 38.6% となっています。

また、就業率の推移をみると、男性、女性ともに低下傾向にあります。

男女別就業率

区 分	平成 7 年			平成 12 年			平成 17 年		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
15 歳以上人口	38,843	16,816	22,027	37,945	16,544	21,401	36,549	16,047	20,502
就業者数	20,620	11,459	9,161	18,643	10,335	8,308	17,705	9,785	7,920
就業率	53.1%	68.1%	41.6%	49.1%	62.5%	38.8%	48.4%	61.0%	38.6%

資料：国勢調査（旧 1 市 4 町の合算値）

(2) 産業・雇用の状況

産業別にみると、第 1 次産業、第 2 次産業の減少から第 3 次産業の増加へと職種の変動がみられます。

産業別就業者数

区 分	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	人	%	人	%	人	%
15 歳以上人口	38,843	-	37,945	-	36,549	-
就業者数	20,620	53.1%	18,643	49.1%	17,705	48.4%
第 1 次産業	4,733	23.0%	3,092	16.6%	2,576	14.5%
農業	4,112	19.9%	2,614	14.0%	2,169	12.3%
その他	621	3.0%	478	2.6%	407	2.3%
第 2 次産業	5,532	26.8%	4,734	25.4%	4,124	23.3%
製造業	3,240	15.7%	2,683	14.4%	2,360	13.3%
その他	2,292	11.1%	2,051	11.0%	1,764	10.0%
第 3 次産業	10,340	50.1%	10,813	58.0%	10,990	62.1%
サービス業	4,851	23.5%	5,500	29.5%	5,771	32.6%
その他	5,489	26.6%	5,313	28.5%	5,219	29.5%
分類不能	15	0.1%	4	0.0%	15	0.1%

資料：国勢調査（旧 1 市 4 町の合算値）

4 保育サービスの状況

(1) 保育園(所)の状況

保育所入所児童数の推移

年 度	施設数 (か所)	定員 (人)	児童数		
			総数	3歳未満	3歳以上
平成14年度	17	780	700	234	466
平成15年度	17	780	700	217	483
平成16年度	17	780	680	220	460
平成17年度	17	780	689	205	484
平成18年度	17	780	715	251	464
平成19年度	17	780	707	230	477
平成20年度	16	750	701	227	474
平成21年度	16	750	703	239	464

資料：平成14年度～平成17年度は旧1市4町の担当課調べの合算値（各年4月1日現在）
平成18年度以降は市民福祉部福祉課（各年4月1日現在）

保育所入所児童数の状況

地区	設置 区分	保育園名	定員 (人)	入所者数			開所時間 (延長保育を含む)
				総数	3歳未	3歳以	
加世田地区	私立	加世田保育園	60	66	24	42	7:00～19:00
	私立	内山田保育園	45	48	22	26	7:00～19:00
	私立	こどもの森保育園	45	48	14	34	7:00～19:00
	私立	万世保育園	60	66	16	50	7:15～18:45
	私立	益山保育園	90	96	38	58	7:00～19:00
	私立	正信寺保育園	45	51	14	37	6:45～18:45
笠沙地区	公立	赤生木保育園	30	13	5	8	7:35～17:45
	私立	昭光保育園	30	29	8	21	7:00～18:30
	公立	野間池保育園	30	8	1	7	平成22年度から休園
大浦地区	私立	大浦保育園	30	34	18	16	7:00～18:00
坊津地区	公立	認定こども園坊泊保育所	45	38	7	31	7:30～18:00
	公立	清原保育所	30	5	2	3	平成22年度から休園
金峰地区	私立	宮崎保育園	45	48	18	30	7:00～19:00
	公立	阿多保育所	45	50	21	29	7:00～19:00
	私立	高橋保育園	60	51	14	37	7:00～19:00
	私立	尾下保育園	60	52	17	35	7:00～19:00
合 計			750	703	239	464	

資料：市民福祉部福祉課（平成21年4月1日現在）

(2) 幼稚園の状況

園児数の推移

年 度	幼稚園数	学級数	定員 (人)	園児数(人)			
				総数	3歳児	4歳児	5歳児
平成14年度	6	15	595	243	50	98	95
平成15年度	6	13	595	234	46	89	99
平成16年度	5	12	525	229	47	81	101
平成17年度	5	11	490	212	53	82	77
平成18年度	5	11	490	212	44	76	92
平成19年度	4	11	455	217	60	77	80
平成20年度	4	12	455	222	53	84	85
平成21年度	3	10	385	183	45	64	74

資料：平成14年度～平成17年度は旧1市4町の担当課調べの合算値（各年5月1日現在）
平成18年度以降は教育部教育総務課（各年5月1日現在）

園児数の状況

地区	設置 区分	幼稚園名	学級数	定員 (人)	園児数(人)				開園時間
					総数	3歳児	4歳児	5歳児	
加世 田 地 区	市立	加世田幼稚園	3	105	48	11	18	19	8:30～14:00
	私立	聖母幼稚園	2	120	45	15	11	19	8:00～17:30
	私立	附属しらうめ 幼稚園	3	160	90	19	35	36	8:00～18:00
合 計			8	385	183	45	64	74	

資料：教育部教育総務課（各年5月1日現在）

(3) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブの利用状況

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
延利用者数(人)	40,537	45,345	46,052	50,170	28,955
施設数(か所)	6	6	6	7	7

資料：市民福祉部福祉課（平成21年度は10月末現在）

5 母子保健に関する状況

(1) 乳幼児(3～4か月児)健康診査受診率

乳幼児(3～4か月児)健康診査受診率

(%)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
旧加世田市	95.8	98.9	100.0			
旧笠沙町	100.0	100.0	81.8			
旧大浦町	100.0	100.0	100.0	99.2	99.3	100.0
旧坊津町	93.3	100.0	100.0			
旧金峰町	100.0	98.2	100.0			
加世田保健所管内	97.2	98.5	99.5	99.5	99.4	98.8
鹿児島県	95.5	95.6	95.8	96.4	96.7	96.8

資料：平成15年度～平成17年度は旧1市4町の担当課調べ(鹿児島県の母子保健)

平成18年度以降は市民福祉部保健課調べ(鹿児島県の母子保健)

(2) 1歳6か月児健康診査受診率

1歳6か月児健康診査受診率

(%)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
旧加世田市	96.7	98.9	97.4			
旧笠沙町	93.3	100.0	100.0			
旧大浦町	100.0	100.0	100.0	95.2	95.3	95.6
旧坊津町	95.8	100.0	100.0			
旧金峰町	91.5	94.1	95.8			
加世田保健所管内	95.8	96.2	97.0	96.0	96.3	96.3
鹿児島県	92.9	92.4	93.9	92.0	94.4	94.5

資料：平成15年度～平成17年度は旧1市4町の担当課調べ(鹿児島県の母子保健)

平成18年度以降は市民福祉部保健課調べ(鹿児島県の母子保健)

(3) 3 歳児健康診査受診率

3 歳児健康診査受診率

(%)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
旧加世田市	88.1	90.6	93.1			
旧笠沙町	94.4	100.0	94.4			
旧大浦町	100.0	100.0	100.0	96.2	94.2	88.6
旧坊津町	95.0	100.0	94.4			
旧金峰町	88.1	92.0	83.3			
加世田保健所管内	89.8	91.0	93.2	95.1	95.6	92.8
鹿児島県	88.8	89.2	88.9	90.0	90.5	89.8

資料：平成 15 年度～平成 17 年度は旧 1 市 4 町の担当課調べ（鹿児島県の母子保健）

平成 18 年度以降は市民福祉部保健課調べ（鹿児島県の母子保健）

(4) 1 歳 6 か月児むし歯有病者率

1 歳 6 か月児むし歯有病者率

(%)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
旧加世田市	3.5	1.8	2.6			
旧笠沙町	0.0	11.1	0.0			
旧大浦町	0.0	7.1	0.0	2.54	1.24	2.30
旧坊津町	0.0	0.0	13.3			
旧金峰町	0.0	1.6	0.0			
加世田保健所管内	3.7	3.9	3.8	3.37	3.15	2.75
鹿児島県	6.0	5.9	5.5	5.40	4.58	4.12

資料：平成 15 年度～平成 17 年度は旧 1 市 4 町の担当課調べ（鹿児島県の母子保健）

平成 18 年度以降は市民福祉部保健課調べ（鹿児島県の母子保健）

(5) 3歳児むし歯有病者率

3歳児むし歯有病者率

(%)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
旧加世田市	28.8	29.7	40.7			
旧笠沙町	23.5	58.8	17.6			
旧大浦町	22.2	0.0	20.0	33.33	33.70	27.92
旧坊津町	35.3	26.7	50.0			
旧金峰町	34.6	64.8	25.0			
加世田保健所管内	34.9	33.1	34.7	29.52	30.90	32.89
鹿児島県	41.9	40.4	37.5	34.74	33.79	32.21

資料：平成15年度～平成17年度は旧1市4町の担当課調べ（鹿児島県の母子保健）

平成18年度以降は市民福祉部保健課調べ（鹿児島県の母子保健）

(6) 予防接種実施状況

予防接種実施状況

(%)

予防接種名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
3種混合（1期初回）	68.0	72.4	70.6	79.4
ポリオ	68.9	77.5	70.8	64.9
麻しん	71.5			
風しん	66.4			
MR（麻しん・風しん）		66.2	74.5	82.2
日本脳炎（初回）	47.3	-	-	-
BCG	98.9	100.0	99.7	99.6

資料：市民福祉部保健課調べ（鹿児島県の母子保健）

第3章 計画の基本構想

第3章 計画の基本構想

1 基本理念

(1) 基本理念

市町村行動計画策定にあたって国が示す基本的視点にあるように、子育ての目的は、子どもの幸せを第一に考え、子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもの利益が最大限にもたらされるように子どもに対する保護と援助を促進することにあります。

このような基本的視点を踏まえ、子育ての基本は家庭であることから、南さつま市の恵まれた自然や歴史・文化環境の中で、心身ともに健全な子どもとして育つため、そして心豊かな人間性をもった次代の親として育つためには、子どもだけでなく、親や家族も共に育っていけるような環境の整備が必要です。また、輝かしい次代を担う子どもを育てるためには、地域の果たす役割も大きいという認識が重要です。

前期計画では、南さつま市総合振興計画に掲げた将来像「地域躍動・きらめく『南さつま』～自然・人・文化を育み、みんなでつくる誇りとぬくもりのまち～」の実現に向けて「**子どもの笑顔が“かがやく”まちづくり**」を基本理念として設定しました。

後期計画においても、この基本理念を継承するとともに、前期計画との継続性並びに整合性を確保しながら、次世代育成支援対策を推進することとします。

基本理念

子どもの笑顔が“かがやく”まちづくり

(2) 基本的視点

基本理念に基づいて、子ども、親（家庭）、地域がそれぞれの役割を踏まえ、子育て支援の意義について理解が深められるよう、前期計画で掲げた3つの基本的視点を後期計画においても踏襲し、次世代育成支援対策を総合的に推進します。

1. 子どもが健やかに育ち、安心して育てられる環境づくり

すべての子どもが一人の人間として尊重され、生きる力を身に付けられる環境づくりを推進します。

2. 子どもを生み、育てることの喜びが感じられる社会づくり

子どもを持つ保護者の不安や負担を軽減し、子育てを楽しめる社会づくりを支援します。

3. 子どもたちの健全な成長を支える地域づくり

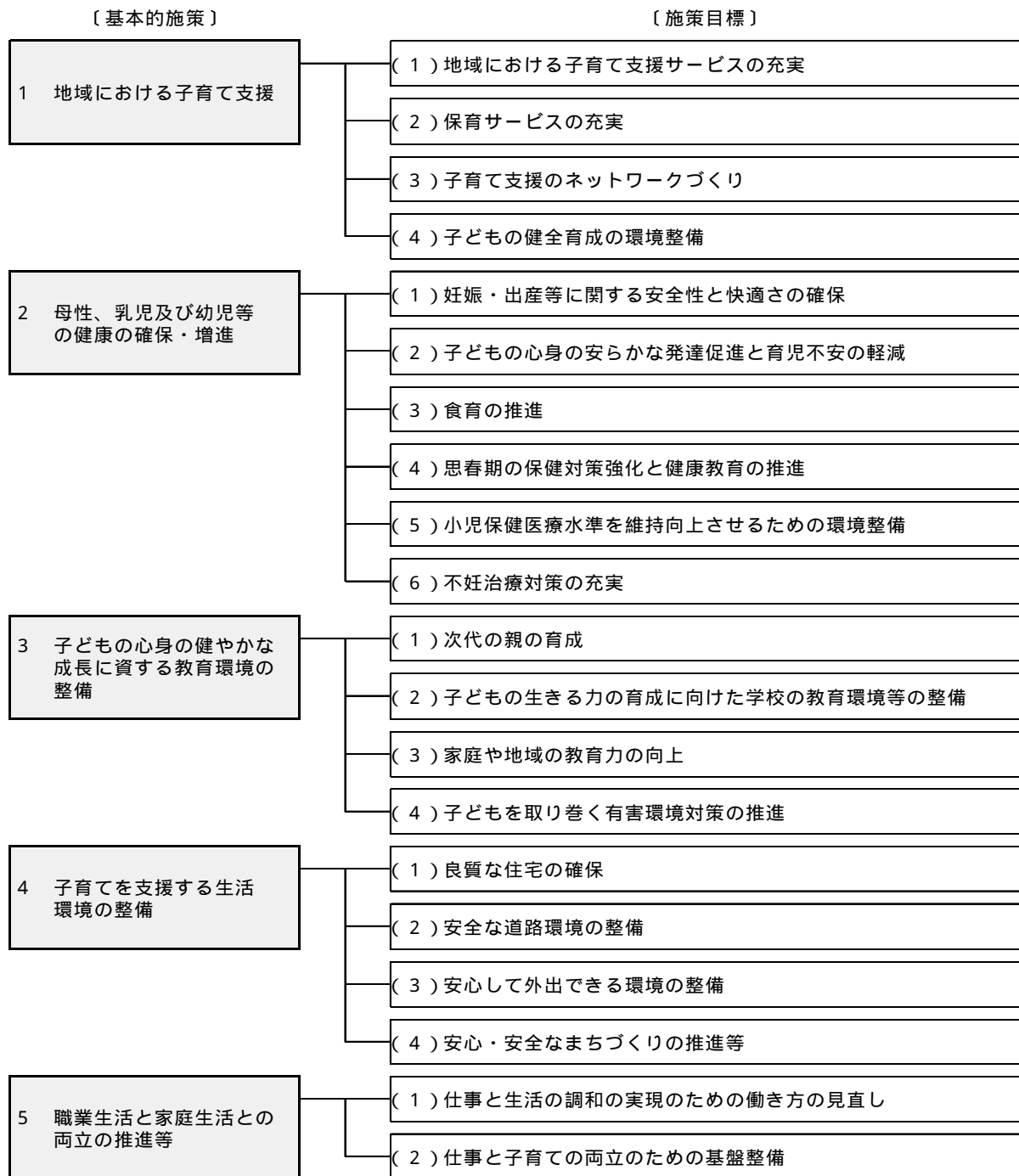
地域における子育て支援体制を整備し、子どもたちの健全な成長を見守る地域社会を目指します。

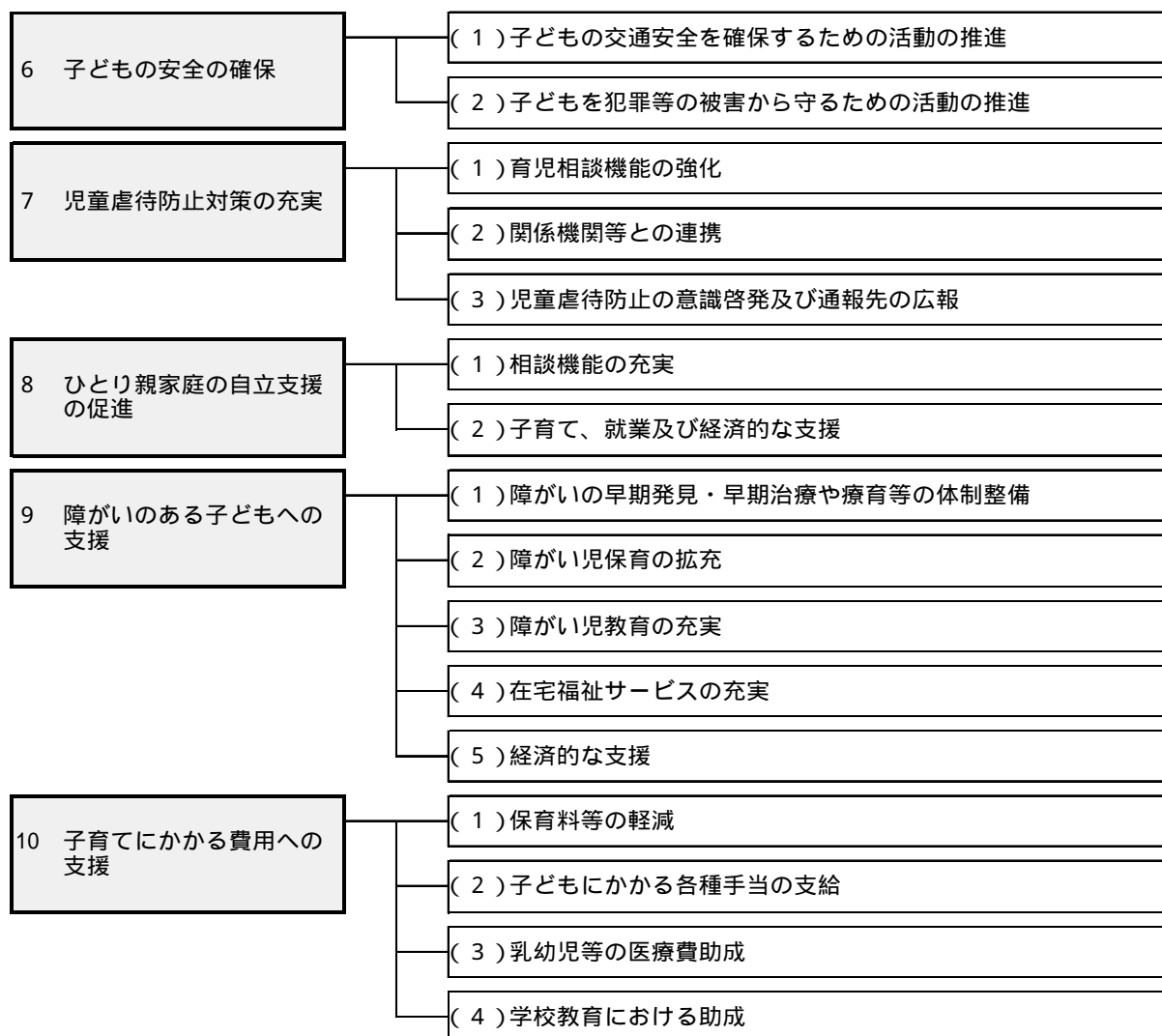
2 基本的施策

次世代育成支援対策は、子どもの成長に応じて、妊娠中の母子保健施策から保育、教育に及ぶとともに、子どもの育つ生活環境、安全の確保、親の就労状況などにも関わることから、福祉部門、保健部門、教育部門、経済部門、建設部門など総合的に体系化し、次の10項目を基本的施策として施策を展開します。

- (1) 地域における子育て支援
- (2) 母性、乳児及び幼児等の健康の確保・増進
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等
- (6) 子どもの安全の確保
- (7) 児童虐待防止対策の充実
- (8) ひとり親家庭の自立支援の促進
- (9) 障がいのある子どもへの支援
- (10) 子育てにかかる費用への支援

3 施策の体系





第4章 具体的な支援・施策

第4章 具体的な支援・施策

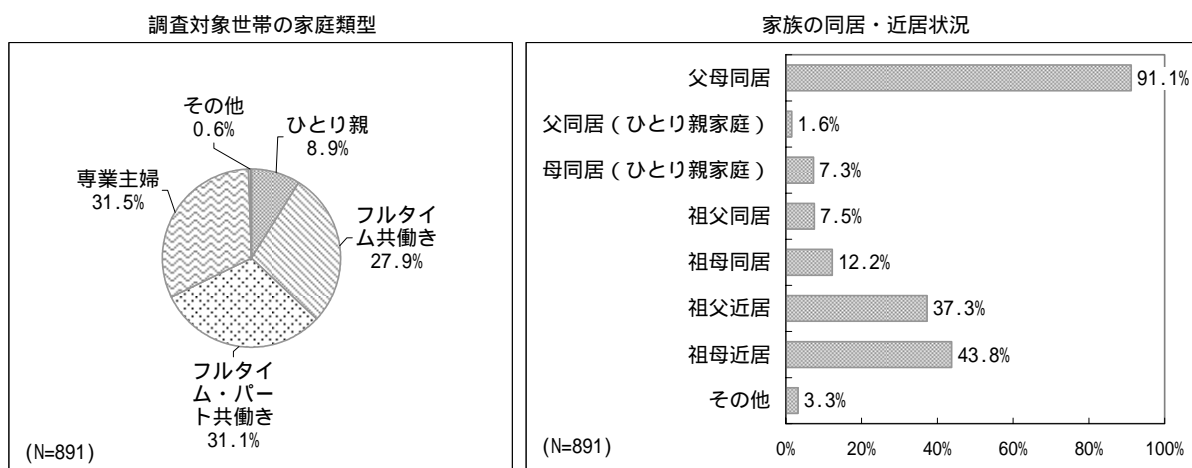
1 地域における子育て支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

現状・課題

少子化及び核家族化等の進展により、地域と子育て家庭のつながりは弱くなり、子育て家庭が社会から孤立する状況があると考えられます。

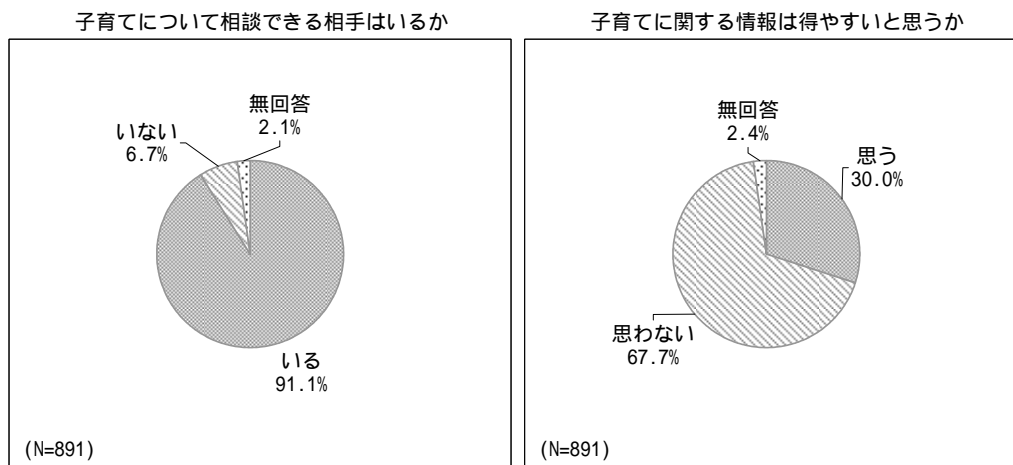
ニーズ調査結果をみると、共働き世帯が59.0%で過半数を占めています。また、祖父母との同居・近居状況をみると、祖父母の近居が約4割であるのに対し、同居は約1割となっており、近居はしているものの、核家族世帯が多いと考えられます。



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

子育てについて相談できる相手はいるか、という設問では、「いる」とした回答が91.1%となっています。

また、子育てに関する情報は得やすいと思うか、という設問では、「思う」が30.0%であるのに対し、「思わない」が67.7%となっています。



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

保護者が家にいて子どもの面倒をみている家庭においても、保護者に急な用事が生じた場合、また、育児疲れからのリフレッシュのために、一時的に子どもを預けたい状況が生じる場合があります。

これらの状況を視野に入れた、誰もが必要な時に安心して利用できる柔軟な子育て支援サービスの充実が必要です。

施策の方向

次代を担う子どもたちとすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスや相談体制・情報提供体制の充実を図ります。

また、妊婦及び子どものいる世帯を地域全体で応援する機運の醸成に資するため、育児の日（毎月19日）の普及啓発に努めます。

在宅における子どもの養育支援

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
1	ママヘルプサービス事業 【福祉課】	産褥期の在宅母子に対する家事支援・育児支援を行う。 訪問回数：20回	訪問回数 100回
2	こんにちは赤ちゃん事業 【保健課】	生後2か月頃の乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつける。また、広く子育て支援に関する情報提供を行うことにより、孤立化を防ぎ育児不安の軽減を図る。	訪問実施率 100%
3	ファミリー・サポート・センター事業 【福祉課】	地域において子どもの預かり等の援助を受けたい者と援助を行いたい者からなる会員組織が、子どもの預かりなどの相互援助活動を行う。	設置箇所数 1か所
4	母子保健推進員の活動支援・研修の充実 【保健課】	地域の身近な子育てサポーターとして、また、家庭と行政との架け橋として活動している母子保健推進員の活動を支援するとともに、多様な研修を行うことにより、更なる資質の向上を図る。	内容充実
5	育児の日（毎月19日）の普及啓発 【福祉課】	妊婦及び子どものいる世帯を地域全体で応援する気運の醸成に資するとともに、仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について考える契機とする。	新規事業

施設における子どもの養育支援

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
6	一時預かり事業 【福祉課】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等において一時的に預かる事業。 実施箇所：13か所	設置箇所数 13か所
7	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 【福祉課】	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 実施箇所：7か所	設置箇所数 7か所
8	子育て短期支援事業（ショートステイ事業） 【福祉課】	児童を養育している家庭の保護者が疾病等の事由によって、家庭における児童の養育が困難になった場合に当該児童を児童福祉施設等において一時的（原則として7日以内）に養育する。 実施箇所：2か所	設置箇所数 2か所
9	トワイライトステイ事業 【福祉課】	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合やその他の緊急の場合において、その児童を児童福祉施設等において生活指導、食事の提供等を行う。	設置箇所数 1か所

地域の子どもの養育に関する情報の提供及び助言

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
10	子育てなんでも相談所 【保健課】	地域の親子及び育児に関わっている者の相談に応じている。保育園（所）のもつ専門的機能を地域の中で幅広く活用することで地域での育児支援を図る。	事業継続
11	家庭相談員制度 【福祉課】	総合保健福祉センターにおいて、家庭相談員と保健師等が連携しながら、子育て等の相談に応じている。	相談員数 2人
12	お誕生相談、すこやか育児相談 【保健課】	幼児期からの生活習慣予防のための栄養指導や保育士による親子遊びや相談を通し、子どもとの接し方やしつけ・生活習慣確立に向けての支援を行う。	実施回数 24回
13	地域子育て支援拠点事業（センター型） 【福祉課】	地域において、子育て親子の交流等を促進する支援拠点を設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな成長を支援する。	設置箇所数 1か所
14	わんぱくらんど 【保健課】	ふれあいかせだや身近な公民館を開放し、親と子のふれあいの場を提供している。 主任保育士やボランティアの方々が、一緒に遊んだり、相談に応じている。	事業継続
15	民間児童館事業 【福祉課】	民間の児童福祉施設に併設した児童館においては、保育所等の専門的な養育機能を活用して、児童の健全育成・養育等に関する相談援助活動、各種子育て支援サービス等を実施している。	設置箇所数 1か所

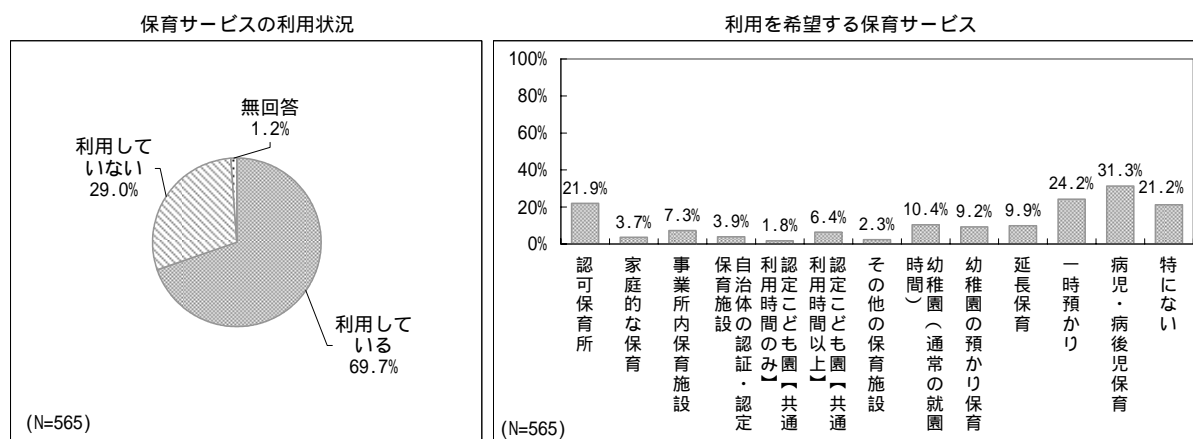
その他

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
16	かごしま子育て支援パスポート事業 【福祉課】	子育て家庭が買物等をした場合に、協賛店舗が一定の割引や特典等のサービス提供を行い、地域社会全体で子育て家庭を支援する。 登録店舗数：32店舗	協賛店舗数の増加

(2) 保育サービスの充実

現状・課題

女性の就業率の上昇や就労形態の多様化、また、育児休業制度の充実等により出産後も就労を継続する女性が増加しており、全国的に保育ニーズが増大しているといわれています。安心して仕事と子育てができる社会を目指すには、家庭や地域における支援体制の充実とともに、多様なニーズに応じた、広く住民が利用しやすい保育サービスを提供できる環境の整備が必要です。



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

ニーズ調査によると、就学前児童の保護者の69.7%が何らかの保育サービスを利用しており、今後の利用希望については、「病児・病後児保育」が31.3%で最も高く、次いで「一時預かり」が24.2%、「認可保育所」が21.9%となっています。

保育サービスは、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが大切です。様々なライフスタイルに対応した、休日保育や延長保育等の特別保育事業やその他の保育サービスの充実を図る必要があります。

更に、サービスの量的確保もさることながら、保育施設には、子どもを安心して預けられる施設であることが求められます。サービスの質の向上を図るため、保育士の研修等を促進する必要があります。

施策の方向

子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえて、保育サービスの提供体制を整備します。また、多様な保育ニーズに対応して、広く住民が利用しやすい保育サービスを提供するとともに、積極的な情報提供に努めます。

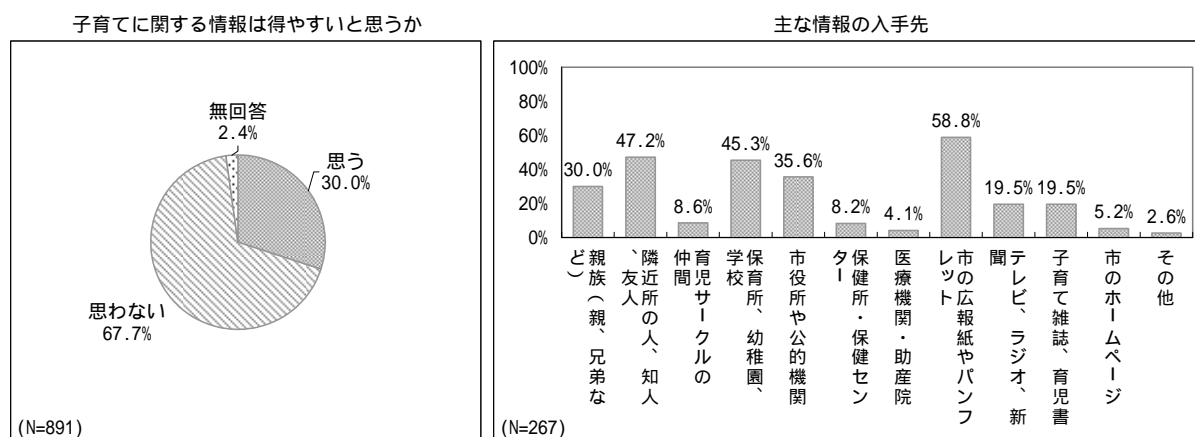
	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
17	延長保育事業 【福祉課】	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の延長等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を行う事業。	設置箇所数 13か所
6	一時預かり事業（再掲） 【福祉課】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等において一時的に預かる事業。 実施箇所：13か所	設置箇所数 13か所
18	休日保育事業 【福祉課】	日曜日、国民の祝日等においても保育に欠ける児童の保育を実施する事業。	設置箇所数 1か所
19	障害児保育事業 【福祉課】	保育に欠ける障がい者を有する幼児を一般児とともに集団保育することにより、社会性の成長発達を促進し、障がい児の福祉増進を図ることを目的とした事業。	設置箇所数 5か所
20	病後児保育事業 【福祉課】	保育所に通所中の児童等が病気の回復期にあるため、集団保育が困難な期間において、一時的に児童を預かることにより、当該児童等の保護者の子育てと就労の両立の支援を図る。	設置箇所数 1か所
21	認定こども園 【福祉課】	保育所に幼稚園機能を付加した認定こども園（保育所型）として、平成21年度から運営されている。	設置箇所 1か所

(3) 子育て支援のネットワークづくり

現状・課題

行政をはじめ、子育てサークル等の各種団体及び地域の企業等、地域が一体となって子どもや子育て家庭を見守る体制づくり、すなわち子育て支援ネットワークの形成は、子育て家庭をはじめとする地域住民が、多岐にわたる子育て支援サービスや各種保育サービス等を認知・理解し、利用していくことで強化・充実を図ることができます。

ニーズ調査から、本市における子育て支援情報に関する状況をみると、子育てに関する情報は得やすいと思うか、という設問では、「思う」が30.0%、「思わない」が67.7%となっており、全体の約7割が子育て支援に関する情報を得にくいと回答しています。



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

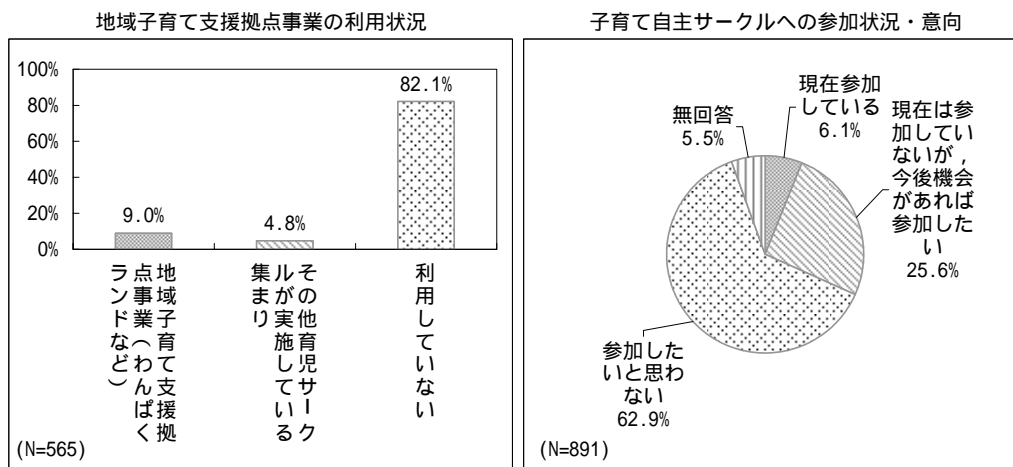
また、「思う」と回答した方の主な情報の入手先は、「市の広報紙やパンフレット」が58.8%で最も高く、次いで「隣近所の人、知人、友人」が47.2%、「保育所、幼稚園、学校」が45.3%となっています。

子育て家庭や地域に暮らす人々に対し、各種の子育て支援サービス等が、十分周知されるよう、サービス内容、保育や施設に関する情報等を取りまとめた子育てマップや子育てガイドブック等の作成・配布を行い、地域への周知を行うことが必要です。

また、就学前児童の保護者が、子育てに関する情報を得ることのできる場として、地域子育て支援拠点事業があります。

ニーズ調査から利用状況を見ると、「地域子育て支援拠点事業（わんぱくランドなど）」が9.0%、「その他育児サークルが実施している集まり」が4.8%、「利用していない」が82.1%となっています。

同様に、子育てに関する情報を得ることのできる場である、育児サークル等の自主的な活動の参加状況・参加意向をみると、参加者及び参加意向のある方が合わせて31.7%、参加を希望しない方が62.9%となっています。



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

本市では、子育て支援を目的として様々なサービスや情報の周知を行うための施策を行っていますが、ニーズ調査の結果からもわかるように、発信している子育て情報を「得にくい」と感じる方の割合が高く、情報交換の場である子育て支援サービスの利用率が低い状況となっています。

これらの点を踏まえ、各種子育て支援サービス等が利用者及び地域住民に充分周知されるよう、情報提供体制の見直しや充実・強化が必要です。

施策の方向

これまで本市では、広報紙やリーフレット、市のホームページ等を活用した子育てに関する情報の発信を行ってきました。しかしながら、本計画の策定に関するニーズ調査から、現行の情報発信体制のままでは支援を必要とする子育て家庭に対して情報が行き届いていないことがわかりました。

このことを受け、情報発信体制の見直しや、新たな情報提供体制の検討に向けた取組が必要であると考えます。

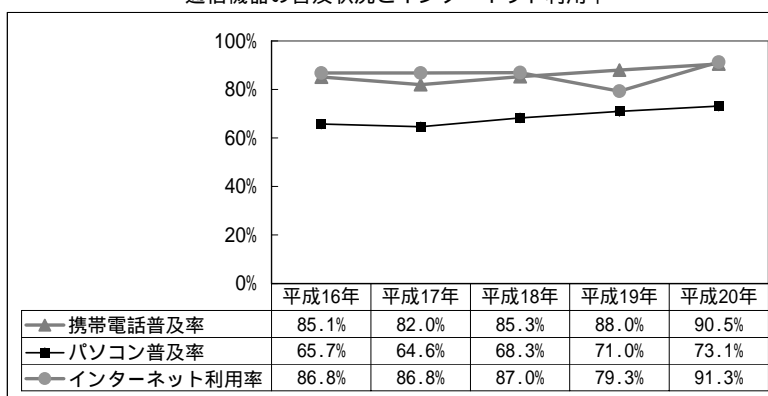
近年のインターネットの急速な普及に代表される情報通信技術の進展は、パソコンや携帯電話端末の普及に挙げられるように、社会・経済にとどまらず、地域社会や住民の日常生活の中に深く浸透しています。

国においても、新電子自治体推進指針(総務省：平成19年3月)を定め、「今後の重点的な取組事項」において、「住民の視点からホームページを刷新・改善することにより住民への分かりやすい情報提供や行政の透明性の拡大を推進する」と定めています。

この点も考慮しながら、必要な情報をわかりやすく提供するため、市ホームページの充実を図ります。また、パソコンからインターネットを利用していない住民に対しても、同等の情報提供を行うという点から、新たな情報提供体制として携帯電話において閲覧が可能な子育て情報サイトの開設等を検討します。

携帯電話からの閲覧を行う情報サイトは、近年の急激な情報通信技術の進展に伴い、全国的に情報発信手段として注目を集めています。平成20年の内閣府調査によると、2人以上の世帯を対象とした携帯電話の世帯普及率は90.5%となっています。

通信機器の普及状況とインターネット利用率



資料：携帯電話・パソコン普及率：内閣府消費動向調査(各年3月末日現在)
インターネット利用率：総務省 通信利用動向調査(各年12月末日現在)

今後は、広報紙や子育てマップ、子育てガイドブック等の紙媒体、パソコンをはじめとする電子媒体それぞれの利点を組み合わせることで情報提供体制を充実・強化し、子育て支援サービス等が利用者及び地域住民に十分周知されるよう努めます。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
22	すこやか育児アドバイザー事業 【保健課】	保育園（所）の主任保育士を「すこやか育児アドバイザー」に委嘱し、育児相談等について母子保健推進員と連携し、園児のみでなく地域の親子への育児支援も行っている。	事業継続
23	子どもにやさしいまちづくり事業（地域活動事業） 【保健課】	母子保健推進員による訪問活動を行っている。	母子保健推進員数 72人
13	地域子育て支援拠点事業（センター型）（再掲） 【福祉課】	地域において、子育て親子の交流等を促進する支援拠点を設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな成長を支援する。	設置箇所数 1か所
14	わんぱくらんど（再掲） 【保健課】	ふれあいかせだや身近な公民館を開放し、親子のふれあいの場を提供している。主任保育士やボランティアの方々が、一緒に遊んでくれたり、相談に応じている。	事業継続
24	子育てガイドブックの配布 【福祉課】	子育てに関するサービスや幼稚園・保育園での子育て支援、医療機関や公園等の所在地（マップ）を掲載した情報誌を作成し配布する。	内容充実
25	市ホームページを活用した子育てに関する情報提供 【福祉課】	子育て支援サービスや各種イベント等の情報を、市ホームページにおいて提供する。	内容充実
26	携帯電話を活用した子育てに関する情報提供 【福祉課】	子育てに関する情報が、いつでも、どこでも入手できるように携帯サイトによる情報提供を行う。	新規開設

(4) 子どもの健全育成の環境整備

現状・課題

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。

すべての子どもを対象として、放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりが必要です。

施策の方向

今後とも、各地区組織等の協力を得て、子どもたちの健全育成の理解を地域全体で深めていくとともに、指導者、保護者の育成を支援します。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
7	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) (再掲) 【福祉課】	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 実施箇所：7か所	設置箇所数 7か所
27	民生委員・児童委員研修会 【福祉課】	民生委員・児童委員定例会において、児童福祉に関わる相談・援助活動の充実のため、研修会を開催するとともに、児童母子福祉部会研修、主任児童委員等連絡会議でのケース研究を実施する。	事業継続
28	子ども会育成会活動支援 【生涯学習課】	「心豊かでたくましい青少年の育成」を図るため、教育的伝統や風土を活かした、異年齢集団による体験活動・ボランティア活動等の改善・充実を目指し支援する。また、子どもたちによる主体的な活動ができるよう指導者の育成及び指導力の向上に努めるとともに、イン・リーダー、ジュニア・リーダーとしての中学生・高校生の育成を図る。	事業継続
29	スポーツ少年団活動支援 【生涯スポーツ課】	市スポーツ少年団活動の支援及び指導者の育成並びにスポーツ少年団の広報活動を行っている。	事業継続 加入促進

2 母性、乳児及び幼児等の健康の確保・増進

(1) 妊娠・出産等に関する安全性と快適さの確保

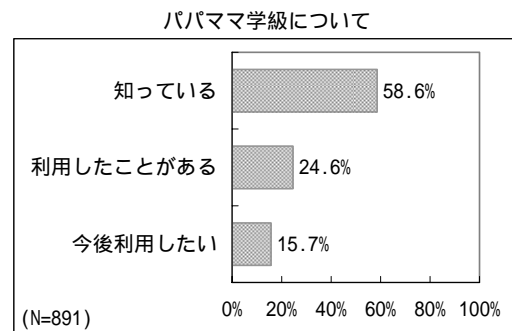
現状・課題

子どもを安心して産み、ゆとりをもって健やかに育てるためには、妊娠・出産から乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を図り、母性、乳児及び幼児等の健康の確保と、子どもが健やかに育つ環境の整備が必要です。

また、妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに、主体的な選択が可能である等、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の普及を図ることが重要です。

本市では、母親・父親になるためのパパママ学級を行っています。

ニーズ調査によると、サービスの利用状況は、「知っている」が58.6%、「利用したことがある」が24.6%、「今後利用したい」が15.7%となっており、妊娠・出産に対する正しい知識の習得に向け、利用促進に向けた取組が必要です。



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

今後、保健・医療・福祉の各分野間で連携しながら、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、新生児訪問、乳幼児健診等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要です。

さらに、相談を受ける保健師や栄養士をはじめとする担当者の資質の向上が求められています。

施策の方向

母親自身が満足できる妊娠・出産・産褥期を過ごし、より良い育児、親子関係のスタートとなるよう妊娠早期からの保健指導の実施とともに、安全性を確保しつつ満足できる出産について妊娠中の母親が主体的に選択できるように情報の提供を行います。

安心して妊娠・出産できる環境づくり

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
30	妊産婦訪問指導事業 【保健課】	不安を和らげ、出産・育児に対する心構えをもてるよう、妊産婦や家族に妊娠・分娩・産褥・授乳・育児に関する具体的な知識を提供し、各自の生活に沿った支援を行う。	事業継続

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成 26 年度までの方向性・目標値
31	新生児訪問指導事業 【保健課】	不安を和らげ、育児の自信と喜びにつなげていくことができるよう、児の健康状態を確認し、両親や家族に具体的な育児の方法等の助言や直接支援を行う。	事業継続
32	妊婦健康診査事業 【保健課】	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査（14 回）に必要な経費を助成することで、安心して妊娠・出産ができる体制を確立する。	事業継続
33	妊産婦相談事業 【保健課】	妊産婦に対し、母子健康手帳交付やすこやか育児相談時及び電話等で助産師・保健師・栄養士・歯科衛生士による相談及び助言を行う。	事業継続
34	パパママ学級 【保健課】	妊娠中・産後の心身の変化や育児に関することを学び、妊娠・出産への不安の緩和及び育児不安の軽減を図り、安心して夫婦協力して育児ができるようにする。	事業継続
35	マタニティマークの普及・啓発 【保健課】	妊産婦に優しい環境づくりの推進のため、母子健康手帳交付時や広報等によりマタニティマークの趣旨の周知を図る。また、妊婦にマタニティマークを付した物品の配布を行う。	事業継続

産後のこころの支援

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成 26 年度までの方向性・目標値
30	妊産婦訪問指導事業（再掲） 【保健課】	不安を和らげ、出産・育児に対する心構えをもてるよう、妊産婦や家族に妊娠・分娩・産褥・授乳・育児に関する具体的な知識を提供し、各自の生活に沿った支援を行う。	事業継続
31	新生児訪問指導事業（再掲） 【保健課】	不安を和らげ、育児の自信と喜びにつなげていくことができるよう、児の健康状態を確認し、両親や家族に具体的な育児の方法等の助言や直接支援を行う。	事業継続
33	妊産婦相談事業 （再掲） 【保健課】	妊産婦に対し、母子健康手帳交付やすこやか育児相談時及び電話等で助産師・保健師・栄養士・歯科衛生士による相談及び助言を行う。	事業継続
2	こんにちは赤ちゃん事業 （再掲） 【保健課】	生後 2 か月頃の乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつける。また、広く子育て支援に関する情報提供を行うことにより、孤立化を防ぎ育児不安の軽減を図る。	訪問実施率 100%
36	産後うつ病支援対策 【保健課】	出産後の母親の心身の不調は、その後の育児に密接に関わることから、産後うつ病についての周知を図り、病院と連携して産後うつ病を早期に発見し、母親が安心して育児ができるように支援する。	事業継続

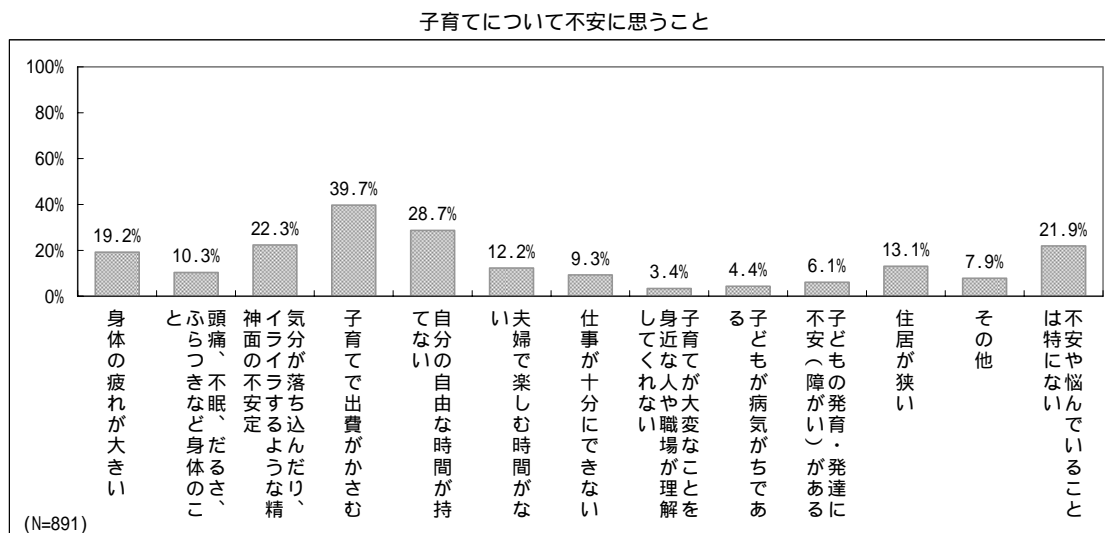
(2) 子どもの心身の安らかな発達促進と育児不安の軽減

現状・課題

本市では、育児不安を軽減し、母親等が心身ともに健康で育児が出来るように相談や情報提供、健康診査や母子保健教育に努めています。

ニーズ調査によると、子育てについて不安に思うことは、「子育てで出費がかさむ」とした回答が39.7%で最も高く、次いで、「自分の自由な時間が持てない」が28.7%、「気分が落ち込んだり、イライラするような精神面の不安定」が22.3%となっています。

この結果からもわかるように、経済面や精神面をはじめとする様々な不安を持つ子育て家庭に対する相談機能の強化や子育て支援サービスに関する情報提供に努めなければなりません。



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

また、母親が地域から孤立することを防ぐため、父親や地域の協力、母親同士の情報交換や仲間づくりの場が必要です。

施策の方向

子育ての楽しさと愛着形成を通して親自身が成長できるような育児環境を確保するため、医療機関や団体、子育て自主グループ等と連携し、相談機能の強化や情報提供体制の充実に努めます。また、医療、保健、福祉の関係機関、団体等との連携を図り、子育て中の家庭へ温かな声かけのできる環境づくりに努めます。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
37	乳幼児健康診査事業 【保健課】	疾病の予防と早期発見、健康の保持増進を目的として各種健診や歯科健診を行い、児の健全な発育発達や歯予防を図る。また、生活習慣等について助言を行う。	受診率向上に努める。
38	らんらん親子教室 【保健課】	発育や発達面で経過を見ていく必要がある児や子どもとの関わりに不安のある保護者を対象に教室を開催し、遊びを通して親子の関わりについて学び、専門スタッフによる個別相談を行う。	開催数： 年12回
39	子育て支援教室 【保健課】	親と子が共に集い、一緒に楽しく遊び触れ合うことにより、親子の関わりを見つめ直し、良好な親子関係を促す。	開催数： 年42回
14	わんぱくらんど（再掲） 【保健課】	ふれあいかせだや身近な公民館を開放し、親と子のふれあいの場を提供している。主任保育士やボランティアの方々が、一緒に遊んだり、相談に応じている。	事業継続
40	乳幼児栄養強化事業 【保健課】	対象となる児に対し、粉ミルクを支給し、乳児の成長を促す。	事業継続
41	すこやか育児相談 【保健課】	健診等で発育発達の経過を見る必要のある子や希望者に対し、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が個別の相談・助言を行う。	事業継続
42	発達相談会 【保健課】	心身の発達に問題のある又はその恐れのある乳幼児を対象に相談会を開催し、専門的な支援や相談・生活指導・療育の紹介等を行い、健全な発育発達を促す。	事業継続
43	訪問指導事業 【保健課】	発育発達の経過を見る必要のある子や育児不安等のある保護者の家庭を訪問し、発育発達の確認や保護者の思いを受け止め、安心して子育てができるよう支援する。	事業継続
13	地域子育て支援拠点事業 （センター型） （再掲） 【福祉課】	地域において、子育て親子の交流等を促進する支援拠点を設置することにより、地域の子育て支援機能の充実に図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな成長を支援する。	設置箇所数 1か所

(3) 食育の推進

現状・課題

「食育」とは、子どもたちの健康を守り、健全で豊かな食生活を送るための能力を育てようとするものです。近年の社会環境や生活様式の変化による偏食や欠食等の食習慣の乱れは、肥満ややせ症等の問題を引き起こし、子どもの心と体の健康問題に関係することもあります。

ニーズ調査によると、子育てについて悩んでいることや気になることについて、「食事や栄養に関すること」が19.6%となっています。

子育てについて悩んでいることや気になること

(N=891)

回答	人数	構成比
病気や身体の発育に関すること	209	23.5%
心や精神の発達に関すること	260	29.2%
食事や栄養に関すること	175	19.6%
育児の方法がよくわからないこと	29	3.3%
子どもとの接し方に自信が持てないこと	88	9.9%
子どもとの時間を十分に取れないこと	180	20.2%
話し相手や相談相手がないこと	56	6.3%
仕事や自分のやりたいことが十分できないこと	204	22.9%
子どもの教育に関すること	242	27.2%
子どもの友人関係(いじめ等を含む)に関すること	154	17.3%
登園拒否、不登校などの問題について	28	3.1%
子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ないこと	66	7.4%
配偶者・パートナーと子育てに関して十分話し合えないこと	60	6.7%
自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場など周りの見目が気になること	46	5.2%
配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	60	6.7%
子どもをしかりすぎているような気がする	320	35.9%
子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかったりしてしまうこと	44	4.9%
地域の子育て支援サービスの内容や利用・申し込み方法が良く分からないこと	51	5.7%
どこに相談したらよいか分からないこと	27	3.0%
泣いた時やぐずった時などの対応の仕方	65	7.3%
子どものしつけ方(しかり方、ほめ方)	363	40.7%
子どもの上手な遊ばせ方	143	16.0%
子どもの友だちの親との人間関係に気疲れしてしまうこと	119	13.4%
その他	47	5.3%
特になし	116	13.0%

資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

乳幼児期から望ましい食習慣を身につけさせることは、その後の生涯にわたる食習慣の基盤となるため、子育てをする保護者に対する食に関する教育や子どもたちに様々な食に関する体験をさせることが必要です。

施策の方向

生涯にわたる健康づくりの基本となる「食」の大切さを広めていく観点から、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する情報の提供等を行い、心と身体
の健康づくりを推進します。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成 26 年度ま での方向性・ 目標値
44	南さつま市食育推進計画の 推進 【農林水産課】	子どもたちの健康で豊かな人間性を育ていく 基礎となる食生活の実践や食育を家庭・地域・関 係団体が一体となって推進する。	事業継続
45	学校における食育の推進 【学校教育課】	各学校の実態に合わせた指導計画により、計画的・系統的な食育の推進に努める。また、学校給 食センターの栄養教諭を活用した食育の指導を 推進する。	事業継続
46	食生活改善推進員の活動支 援 【保健課】	食生活改善に対する正しい考え方と知識の普及 活動を行う食生活改善推進員活動の支援を行う。	事業継続
47	親子クッキング教室 【保健課】	子どもたちの食べ物に対する興味や関心を広げ、 「作る楽しさ」や「正しい食知識」を持ってもら うために、夏休みに実施している。 開催数：年 5 回	開催数： 年 10 回
33	妊産婦相談事業 (再掲) 【保健課】	妊産婦に対し、母子健康手帳交付やすこやか育児 相談時及び電話等で助産師・保健師・栄養士・歯 科衛生士による相談及び助言を行う。	事業継続
37	乳幼児健康診査事業(再掲) 【保健課】	疾病の予防と早期発見、健康の保持増進を目的と して各種健診や歯科健診を行い、児の健全な発育 発達や歯予防を図る。また、生活習慣等につい て助言を行う。	受診率向上に 努める。
41	すこやか育児相談(再掲) 【保健課】	健診等で発育発達の経過を見る必要のある子や 希望者に対し、保健師・助産師・栄養士・歯科衛 生士が個別の相談・助言を行う。	事業継続

(4) 思春期の保健対策強化と健康教育の推進

現状・課題

子どもたちにとって思春期は、大人へと成長していく時期であり、身体面の著しい成長に比べ、精神面の成長が伴っていない場合も多く、様々な問題が生じやすい時期です。

近年、思春期における性行動が活発化していることを背景に、人工妊娠中絶や性感染症罹患率が増加しています。また、未成年者の喫煙や飲酒、薬物の使用、不規則な食習慣や過剰なダイエット等で体の健康を害するケースも少なくないといわれています。

このため、保護者をはじめとした周囲の人たちが思春期の特性を十分理解し、子どもたちに接することが必要です。また、これら思春期の体や心の問題は、生涯の健康に影響するともいわれており、思春期において、生命の尊さ、性や性感染症予防、結婚から育児に至るまでの正しい知識の普及を図るとともに、相談機能の強化・充実が必要です。

施策の方向

関係機関等との連携により、健康づくりに関する基礎的な知識と、性・薬物等の問題に関する正しい知識の普及や心身の悩みに関する相談・支援体制の充実を図り、思春期の心身の健康づくりを支援します。

生と性教育（命の大切さ、妊娠出産のしくみ、避妊、性感染症）の推進

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
48	学校における性教育・エイズ教育の充実 【学校教育課】	エイズを含む性に関する指導は、現代的課題であり、生涯を通じて健康で安全な生活を過ごすための基礎を培うという健康教育の一環として位置付けしていくことが重要であり、指導のあり方等を研修し、学校における性教育の充実を図る。	事業継続

健康な生活習慣が身に付くための情報の提供

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
49	学校における飲酒、喫煙、薬物乱用防止教育の充実 【学校教育課】	飲酒、喫煙、薬物乱用による心身に及ぼす影響などの基本的知識を身につけさせるとともに、正しい判断で対処できる能力を身につけることができる児童生徒の育成を目指す。	事業継続
50	タバコ、アルコール、薬物についての正しい知識の普及 【学校教育課】	市長部局や関係機関等と連携し、誤った情報に惑わされず、児童生徒が、安全で安心な生活を送ることができるよう、正しい知識の普及に努める。	事業継続

(5) 小児保健医療水準を維持向上させるための環境整備

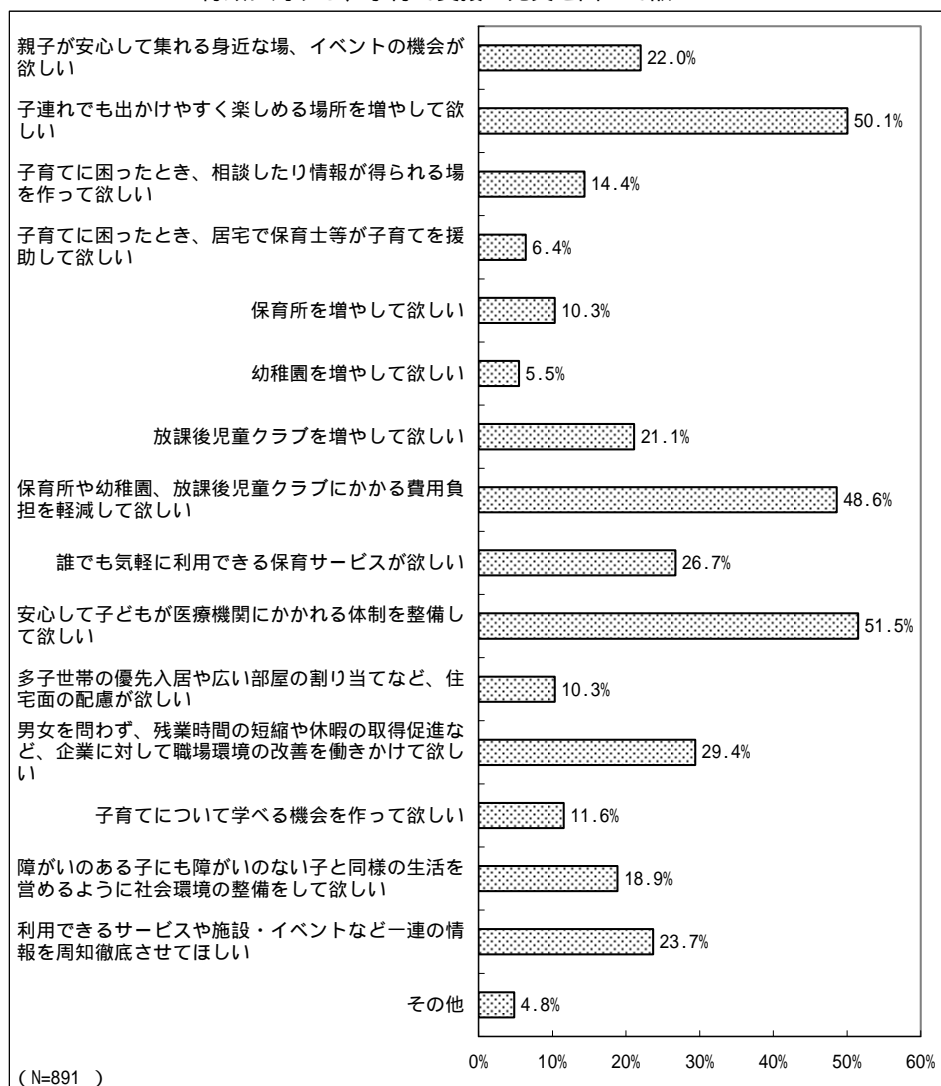
現状・課題

子どもたちが、心身ともに健やかに育つためには、疾病予防や早期発見・早期治療が大切です。

ニーズ調査によると、行政に対する子育て支援の充実を図って欲しいことについて、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」とした回答が51.5%で最も高くなっています。

このことから、子どもたちの健康を守るため、保健・医療・福祉サービスの充実や教育分野との連携、子どもの緊急時等に迅速に対応できる保健医療体制の整備等を推進していくことが求められています。

行政に対する、子育て支援の充実を図って欲しいこと



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

施策の方向

今後も、安心して子どもを産み、健やかに育てることが出来るように、小児保健医療水準の維持向上及び疾病や障がいの早期発見・早期対応に努めるとともに、保護者の医療費負担の軽減を図ります。

小児保健医療水準の充実

(ア) 小児保健医療体制の整備、情報の普及・啓発

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
51	日曜・祝日在宅当番医制度の実施・情報提供 【保健課】	日曜・祝日の急病等に対応するため、医師会の協力のもと、日曜・祝日在宅当番医制度を実施している。また、市報・市ホームページ等で周知を図っている。	事業継続
52	夜間救急医療体制の整備 【保健課】	医師会の協力のもと、当番医を指定するとともに、夜間における救急医療にあたっている。	事業継続
53	心肺蘇生法の普及 【保健課】	消防署等と連携を図り、心肺蘇生法の普及を図るとともに、自動体外式除細動器（AED）の使用方法等についての周知を図る。	事業継続
54	かかりつけ医を持つことの推進 【保健課】	症状に応じた適切な医療を受けるためにも、乳幼児健診等において、かかりつけ医を持つことの推進を図る。	事業継続

(イ) 医療費負担の軽減

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
55	すこやか子ども医療費助成事業 【福祉課】	子ども（中学校終了前の子ども）の健康と健やかな育成を図るため、保険診療による医療費の自己負担分を全額助成する。 現状：小学校就学前の児童が対象	平成22年7月から対象を中学生まで拡大

乳幼児突然死症候群（SIDS）予防対策の推進

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
56	SIDS 予防対策 【保健課】	乳児健診時に SIDS 予防についてのリーフレットを配布し、知識の普及を図る。	事業継続

予防接種推進への取組

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成 26 年度までの方向性・目標値
57	予防接種に関する情報の提供（保護者、関係機関への啓発） 【保健課】	保護者に対し、予防接種に関する情報等（予防接種と子どもの健康パンフレット）を配布するなど、感染症の怖さ及び予防接種の必要性の周知を図る。	事業継続

不慮の事故防止対策への取組

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成 26 年度までの方向性・目標値
58	事故予防パンフレットの配布 【保健課】	乳幼児健診時等に保護者に対し、事故防止対策のパンフレットを配布し、事故防止について啓発を行う。	事業継続

歯科保健の充実

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成 26 年度までの方向性・目標値
59	乳児歯科指導 【保健課】	乳幼児健診、お誕生相談、すこやか育児相談時に歯科衛生士による乳児歯科指導を実施している。	事業継続
60	乳児歯科健康診査 【保健課】	2 歳児及び 4 歳児に対して、歯科健診を実施するとともに、むし歯予防のフッ素塗布を実施している。	事業継続
61	妊婦歯科指導 【保健課】	母子健康手帳交付時に、妊婦中からの歯科保健について、歯科衛生士による指導を行っている。	事業継続

(6) 不妊治療対策の充実

現状・課題

不妊に悩む夫婦が多い現状であり、夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図るため、不妊治療助成事業について、市民への周知を図る必要があります。

施策の方向

不妊治療助成事業の市民への周知を図ります。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成 26 年度までの方向性・目標値
62	特定不妊治療費助成事業 【保健課】	医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる体外受精と顕微授精の治療を受けた夫婦に対して、特定不妊治療にかかる費用を一部助成している。	事業継続

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

現状・課題

乳幼児と接する機会を得られないまま成長し、子育てに戸惑う保護者が増えているといわれています。

本市では、家庭教育学級、子育て講座等において、育児に対する不安の解消に向けた取組の実施や職場体験学習等を通じた育児体験の機会を提供しています。

今後とも、子どもの頃から赤ちゃんや年下の子どもと出会い、ふれあう機会を持つことによって、子育ての楽しさや子どもを産み育てることの意義、男女が協力して家庭を築くことの大切さを啓発していくことが必要です。

また、本市においても未婚・晩婚化が進行していますが、このことは少子化の一つの要因となっています。

このため、結婚を希望する人に対して、様々な出会いを支援する必要があります。

施策の方向

「次世代の親」に対する教育や体験学習等、赤ちゃんや年下の子どもと出会い、ふれあう機会の充実を図ります。

また、結婚を希望する男女に出会いへの支援を行います。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
63	職場体験学習 【学校教育課】	各中学校2学年又は3学年において、5日間の職場体験学習を実施している。キャリア教育推進委員会を設置し、商工会や農協、漁協、PTA連絡協議会等の代表が参加し、地域と一体となって児童生徒に身につけさせたい能力や態度を育成する。	事業継続
64	児童・生徒会サミット 【学校教育課】	市内全ての小・中学校の児童・生徒会代表が集まり、一つのテーマについて意見を出したり、他の意見を取り入れたりする活動を通して、社会に貢献しようとする児童・生徒を育成する。	事業継続
65	男女共同参画推進事業 【企画課】	地域社会の発展を支えていく男女共同参画社会の形成に向けて、南さつま市男女共同参画推進懇話会が市内各世帯に対し、広報紙を配布するなど周知を図る。	市民の理解者の増加
66	家庭教育学級 【生涯学習課】	近年の核家族化、少子高齢化の進展に伴い、家庭の機能の低下が指摘され、子育てについての不安や悩みを持つ親が多くなっている。そこで、家庭の教育力を高めるために、子育てについての学習の機会を提供することによって、子どもたちの健やかな成長に資することができるようにする。	事業継続

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
67	きもいりどん事業 【福祉課】	市が委嘱する「きもいりどん」が、結婚を希望する人やその関係者からの相談を受け、その相手を見つけるとともに、両者を引き合わせるなどの具体的な出会いの機会を提供する。	新規事業
28	子ども会育成会活動支援 (再掲) 【生涯学習課】	「心豊かでたくましい青少年の育成」を図るため、教育的伝統や風土を活かした、異年齢集団による体験活動・ボランティア活動等の改善・充実を目指し支援する。また、子どもたちによる主体的な活動ができるよう指導者の育成及び指導力の向上に努めるとともに、イン・リーダー、ジュニア・リーダーとしての中学生・高校生の育成を図る。	事業継続
34	パパママ学級(再掲) 【保健課】	妊娠中・産後の心身の変化や育児に関することを学び、妊娠・出産への不安の緩和及び育児不安の軽減を図り、安心して夫婦協力して育児ができるようにする。	事業継続
39	子育て支援教室(再掲) 【保健課】	親と子が共に集い、一緒に楽しく遊び触れ合うことにより、親子の関わりを見つめ直し、良好な親子関係を促す。	開催数： 年42回

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

現状・課題

平成 17 年の市町合併時に本市には、22 校の小学校と 8 校の中学校がありました。小・中学校の再編が進み、平成 22 年 4 月には、19 校の小学校と 6 校の中学校となります。

学校は、子どもたちにとって、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、主体的に判断して問題を解決する資質や能力である「生きる力」と、生命の尊さを感じ、他人を思いやる「豊かな心」を育む場です。一人ひとりの個性を伸ばし、社会で発揮できる質の高い、魅力にあふれた教育の展開や一人ひとりを大切にする人権教育の推進が求められています。

また、いじめや少年非行等の問題行動や不登校に対応するための専門的な相談体制の強化や学校、家庭、地域及び高等学校をはじめとする関係機関とのネットワークづくり、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するための学校施設整備等を適切に行わなければなりません。

社会や経済の仕組みが大きく変わっていく中で、学校教育に求められる役割も大きく変化しており、幼稚園や保育所、小学校等の連携を深め、家庭や地域とも連携し、地域に開かれた学校づくりや地域に根ざした特色ある学校づくりを進めるとともに、子どもが安全に安心して教育を受けられるよう、地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備する必要があります。

児童・生徒数の推移

(か所、人)

区分	施設数	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
小学校	22	2,077	1,989	1,927	1,858	1,811
中学校	8	1,273	1,236	1,157	1,087	1,017

資料：学校基本調査（各年度 5 月 1 日時点）

いじめ・不登校の状況

(件)

区分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
いじめ	データなし	31	8	2	2
不登校	8	22	24	20	23

資料：学校教育課（平成 21 年度は 12 月末現在）

施策の方向

次世代の担い手である子どもが、確かな学力を身につけ、豊かな心や健やかな体を育み、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校の教育環境等の整備に努めます。

また、地域及び家庭と学校との連携・協力を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。

確かな学力の向上

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
68	学習指導法研修の充実 【学校教育課】	小・中・高の学校間連携を強化した授業研究会を中核に各種研修会を実施している。全国学力調査結果等についても、分析に基づき課題に対応した指導法改善を推進している。	事業継続
69	IT活用推進事業 【学校教育課】	各学校におけるIT機器の計画的な整備と機器を活用した教育の充実を図るため、教職員の研修を進める。	事業継続

豊かな心の育成

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
70	スクールカウンセラー配置事業 【学校教育課】	いじめや不登校、児童生徒の問題行動等に関して、児童生徒及び保護者、教職員の教育相談にあたっている。現在2中学校にそれぞれ年20日間（1日3時間）の配置を行っている。	事業継続
71	心の教育サポート事業 【学校教育課】	小・中学校を対象にして、不登校・問題行動・特別支援教育に関する諸問題の解決に向けた対応をしている。現在相談員2名で、年間200日（1日4時間）の配置を行っている。	事業継続
72	人権同和教育の充実 【学校教育課】	児童生徒の発達段階に即し、各教科・道徳・特別活動・学校行事等との関連を図った「自分を大切にするとともに、他人を大切にすること」人権教育を推進している。また、教職員の人権同和教育に係る各種研修会への積極的な参加を促進している。	事業継続
73	自主文化事業 【生涯学習課】	市民に質の高い芸術鑑賞の機会を提供し、本市における芸術文化の振興を図る。	事業継続
74	青少年劇場公演事業 【生涯学習課】	児童に本格的な劇団による優れた舞台芸術の鑑賞の機会を提供し、舞台芸術への感性を高めるとともに、鑑賞作品を通じて情操を育て、青少年の健全育成に資する。	事業継続
75	笠沙アートフェスティバル事業 【生涯学習課】	「南さつま児童美術展」、「世界児童画展」、「尾張と薩摩の文化交流展」の絵画を通じて、芸術文化の振興と全国の子どもたちとの交流を図る。	事業継続

健やかな体の育成

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
76	学校保健推進事業 【学校教育課】	定期健康診断や就学時健康診断、諸検査等、学校保健全般にわたって、児童生徒や教職員が健康な生活を営むことができるよう推進する。また、保護者などの学校保健に対する意識の高揚も目指す。	事業継続

信頼される学校づくり

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
77	教育研修の充実 【学校教育課】	各学校の校内研修を充実させるとともに、教職員の資質向上を目指した指導技術練成講座（市教委主催）の充実を図る。	事業継続
78	学校評議員の会 【学校教育課】	保護者や地域住民等の意向を把握し、学校運営に反映させることにより、開かれた学校づくりや特色ある教育活動を推進する。	事業継続
79	学校関係者評価委員会 【学校教育課】	外部評価委員に、学校評価の内容や学校評価のあり方及び評価結果の生かし方等について評価していただき、その結果を学校経営に活かす。	事業継続

幼児教育の充実

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
80	幼稚園就園奨励費補助事業 【学校教育課】	国の補助事業で、幼稚園児を有する世帯の経済的負担軽減として保護者の所得状況に応じ、保育料等の軽減を行っている。	事業継続

(3) 家庭や地域の教育力の向上

現状・課題

近年、核家族化や少子化、地縁的なつながりの希薄化等、家庭や家庭を取り巻く社会情勢は大きく変化してきており、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。

家庭教育は、人が生活していく上での「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するものであり、すべての教育の出発点といえます。そして、社会で生活していく上で大切なことを、きちんと身に付けさせるという役割があります。

ニーズ調査によると、子育てについて悩んでいることや気になることでは、「子どもの教育に関すること」が27.2%となっており、3割近くの保護者が子どもの教育に関することについて悩みや不安を持っています。

子育てについて悩んでいることや気になること

(N=891)

回答	人数	構成比
病気や身体の発育に関すること	209	23.5%
心や精神の発達に関すること	260	29.2%
食事や栄養に関すること	175	19.6%
育児の方法がよくわからないこと	29	3.3%
子どもとの接し方に自信が持てないこと	88	9.9%
子どもとの時間を十分に取れないこと	180	20.2%
話し相手や相談相手がないこと	56	6.3%
仕事や自分のやりたいことが十分できないこと	204	22.9%
子どもの教育に関すること	242	27.2%
子どもの友人関係(いじめ等を含む)に関すること	154	17.3%
登園拒否、不登校などの問題について	28	3.1%
子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ないこと	66	7.4%
配偶者・パートナーと子育てに関して十分話し合えないこと	60	6.7%
自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場など周りの見目が気になること	46	5.2%
配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	60	6.7%
子どもをしかりすぎているような気がする	320	35.9%
子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかったりしてしまうこと	44	4.9%
地域の子育て支援サービスの内容や利用・申し込み方法が良く分からないこと	51	5.7%
どこに相談したらよいか分からないこと	27	3.0%
泣いた時やぐずった時などの対応の仕方	65	7.3%
子どものしつけ方(しかり方、ほめ方)	363	40.7%
子どもの上手な遊ばせ方	143	16.0%
子どもの友だちの親との人間関係に気疲れしてしまうこと	119	13.4%
その他	47	5.3%

資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

この点を踏まえ、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や子育て中の保護者が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の整備が必要です。また、子どもが心豊かに成長していくため、家庭・学校・地域が連携し、地域ぐるみで子どもを育てる地域の教育力の向上を目指す必要があります。

施策の方向

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する親の学習機会の充実を図るとともに、家庭・学校・地域社会が一体となった地域ぐるみの学習・実践活動を展開します。

家庭教育への支援の充実

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
81	いろは歌教育活用事業 【生涯学習課】	南さつまの教育の原点である「島津日新公いろは歌」を活かし、「いろは歌」の普及啓発を図る。	事業継続
66	家庭教育学級（再掲） 【生涯学習課】	近年の核家族化、少子高齢化の進展に伴い、家庭の機能の低下が指摘され、子育てについての不安や悩みを持つ親が多くなっている。そこで、家庭の教育力を高めるために、子育てについての学習の機会を提供することによって、子どもたちの健やかな成長に資することができるようにする。	事業継続

地域の教育力の向上

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
82	コミュニティスポーツクラブ活動支援 【生涯スポーツ課】	コミュニティスポーツクラブへの資金援助や加入促進及び家庭や学校への理解を深める広報活動の支援を行う。	事業継続 加入促進
83	各種団体等育成事業 【生涯学習課】	市PTA、市子連、市女団連、市校外生指連、ジュニア・リーダークラブ、金峰青年団、市生活学校、金峰歴史探訪事業に対し、運営及び活動の支援を行う。	事業継続

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現状・課題

次代を担う子どもたちを健全に育成することは、誰もが願うことです。急激な情報化の進展等により、テレビやインターネット、また、一般書店やコンビニエンスストア等身近な場所で様々な情報を入手できるようになりました。各種メディアが提供する情報等には有益なものも多い反面、行き過ぎた暴力・残虐表現を含む情報や性描写等があり、日常生活において子どもの人格形成に悪影響を及ぼす恐れがあることが指摘されていることから、何らかの規制を設けることが求められています。

本市においては、学校における情報モラル教育の推進や市青少年育成センター、市校外生活指導連絡会等において、有害図書等の調査や関係業界への働き掛けを行っています。また、平成21年10月には、南さつま市青少年育成市民会議が設立され、有害環境対策をはじめとする青少年問題に市民総ぐるみで取り組むこととしています。

今後とも、家庭、学校、地域社会、関係機関が連携し、子どもが健全に育つ環境づくりを行うことが必要です。

施策の方向

子どもの健全育成に関する相談体制や情報提供の充実を図るとともに、補導活動等の強化を図ります。

また、各種団体、組織及び警察等の関係機関との緊密な連携を図りながら、子どもを取り巻く有害環境対策を推進していきます。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
84	情報モラルの教育の推進 【学校教育課】	教職員の資質の向上を図るとともに、関係機関と連携し、学校等における研修会及び児童生徒への講演会、情報モラル教室等の推進を図る。また、児童生徒の携帯電話所持については、所持させないことを指導方針とし、やむを得ず携帯電話を所持させる場合には、携帯電話へのフィルタリングの徹底を指導する。	事業継続
85	有害環境に対する補導活動等の強化 【生涯学習課】	市青少年育成センター、市校外生活指導連絡会において、補導活動や有害図書等の調査、関係業界への働き掛けを行う。	事業継続

4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅の確保

現状・課題

住宅は、健康・生活の基盤であり、かけがえのない空間です。近年、少子高齢化社会への急速な進展、価値観や家族形態等の多様化、更には環境問題の深刻化等、社会経済情勢が変化する中で、子育て世帯においては、子どもがのびのびとゆとりを持って生活できる住宅が求められています。

現在本市では、746戸の市営住宅を管理しており、平成21年12月1日現在の入居率は94.2%となっています。老朽化の著しい住宅については、改修及び建替えを行い、ユニバーサルデザイン化や利用者のニーズに沿った住宅の整備を進める必要があります。

市営住宅の入居状況

	市営住宅数	入居数	入居率
市営住宅	746戸	703戸	94.2%

資料：建築住宅課（平成21年12月1日現在）

施策の方向

市営住宅の建設や建替えにあたっては、子育て世帯優先入居枠を設ける等、子育てを支援する住宅の供給を推進します。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
86	市営住宅建設の推進 【建築住宅課】	市営住宅を計画的に建設する。	地域によって3割は子育て世帯優先入居とする。
87	土地区画整理事業 【都市整備課】	土地区画整理事業の実施により、各種公共施設の整備改善を行い、災害時の危険性の解消や宅地利利用増進を図り、もって住みやすい秩序ある新市街地を造成し、公共の福祉増進に寄与する。	平成24年度完了予定 施行面積 A=35.1ha

(2) 安全な道路環境の整備

現状・課題

本市の道路網は、国道 2 路線、主要地方道 3 路線を骨格に一般県道 12 路線、市道 1,140 路線からなっています（平成 21 年 4 月 1 日現在）。市民生活の安定や利便性の向上、地域の浮揚を図るため、国道・県道の幹線道路や生活道路としての市道の整備を進めています。

さらに、少子高齢化の進むなか、人や環境・自転車にやさしい安心・安全な道路空間の形成に配慮した道路整備を図る必要があります。

施策の方向

すべての人々が、安全かつ快適に歩行や移動ができ、さまざまな社会活動に参加できるよう、歩道の段差解消や勾配の緩和等バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した道路の整備に努めます。

また、道路の危険箇所については、道路改良やロードミラー・防護柵などの交通安全施設の整備を推進します。

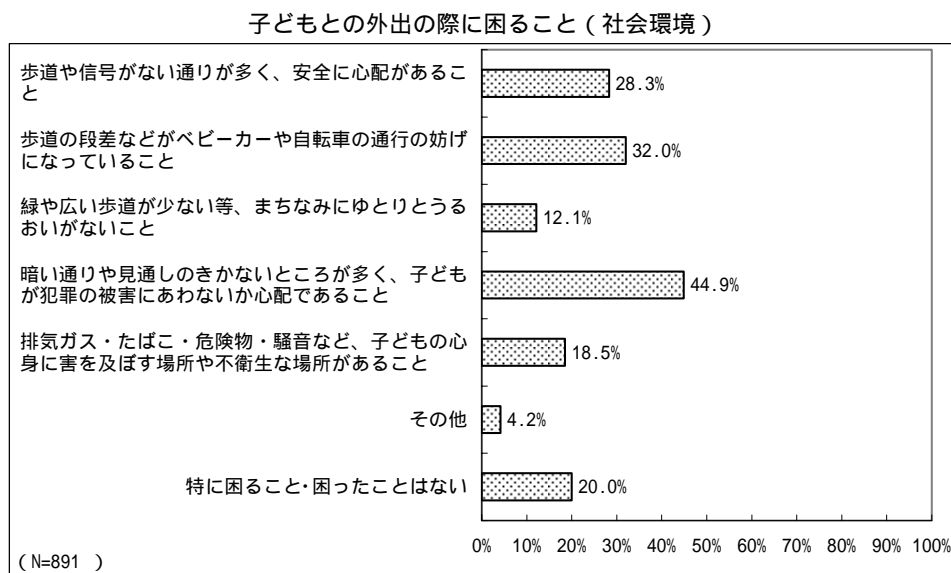
	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成 26 年度までの方向性・目標値
88	地域活力基盤創造交付金 (交通安全)事業 【建設整備課】	自動車の交通量が多く通行に危険がおよぶ通学路等について、歩行者の安全を確保するため、歩道を設置している。	事業継続
89	交通安全施設設置事業 【市民生活課】	市道・里道の危険箇所を交通安全協会各支部からの設置要望に基づき、ロードミラー・ガードレール・転落防止柵等について、危険度、交通量等を勘案して設置を行っている。	事業継続

(3) 安心して外出できる環境の整備

現状・課題

ニーズ調査によると、子どもとの外出の際に困ることは、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配であること」が44.9%で最も高く、次いで「歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになっていること」が32.0%、「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること」が28.3%となっています。

このことから、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進するとともに、安全で住みよい社会環境の整備が必要です。



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

施策の方向

妊産婦や子育て家庭等、すべての人が安心して外出できるよう、公共施設等のバリアフリー化等を推進します。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
90	防犯街路灯設置関係事業 【総務課】	自治会が設置する防犯街路灯に対して、補助金を交付する。また、児童・生徒が通学時に通行する道路のうち、人家の連たんしていない路線に通学路用防犯街路灯を設置する。	事業継続
91	公共施設のトイレへのチャイルドシート（チェア）等の設置 【関係課】	公共施設のトイレにおいて、チャイルドシート等を設置するなど、子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を図る。	事業継続

(4) 安心・安全なまちづくりの推進等

現状・課題

学校への侵入による児童への傷害・暴行事件や通り魔による事件等、子どもが事件に巻き込まれるケースが全国的に増加しています。

本市では、南さつま警察署管内の広域的な防犯組織として、南さつま地区防犯協会が組織され、地域住民・警察・行政が一体となり、広報活動や街頭補導、県警あんしんメール・南さつま安心メールの配信等を行うとともに、安心パトロール隊や青色防犯パトロール車、少年補導員等による見回り活動の実施、防犯街路灯の整備などの取組が行われていますが、窃盗、少年犯罪をはじめとする様々な犯罪が発生しています。

このため、警察署や関係団体等と連携を図り、防犯体制の確立に努めるとともに、地域ぐるみの防犯活動を促進し、犯罪のない環境づくりや市民意識の高揚を図る必要があります。

施策の方向

防犯に対する意識の高揚を図るため、広報活動の充実や各地区の防犯団体等の育成強化に努めるとともに、防犯灯の整備充実を推進します。また、関係機関との連携協力を深め、安心・安全なまちづくりを推進します。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
90	防犯街路灯設置関係事業 (再掲) 【総務課】	自治会が設置する防犯街路灯に対して、補助金を交付する。また、児童・生徒が通学時に通行する道路のうち、人家の連たんしていない路線に通学路用防犯街路灯を設置する。	事業継続
92	安心パトロール隊設置事業 【総務課】	市民ボランティア団体「安心パトロール南さつま」を72団体で組織して、子どもの登下校時や公園等の見回り活動を実施している。また、犯罪に関する情報をファックス等で提供している。	市民参加の推進
93	緊急通報システムの構築 【総務課】	子どもたちの安全確保や地域の犯罪防止を図るため、防犯パトロール等に有益な情報を安心パトロール隊員等に配信する。	新規事業

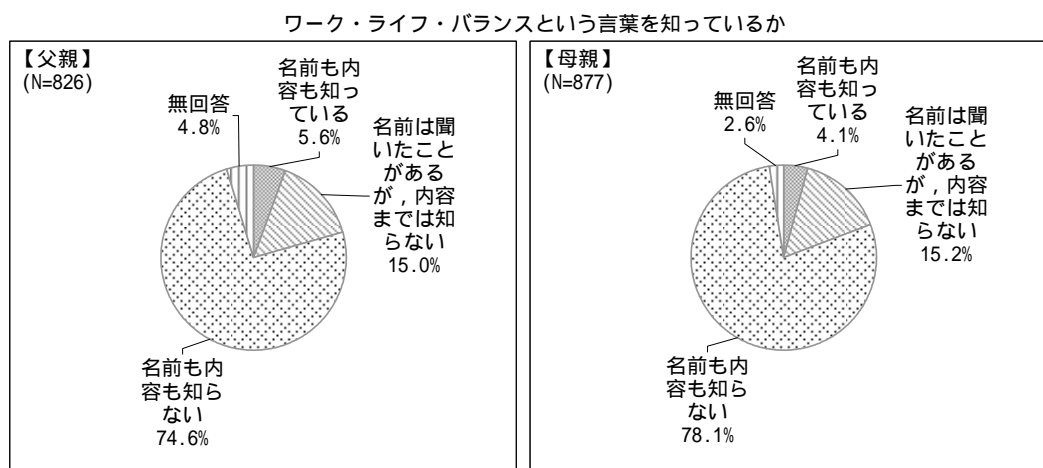
5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

現状・課題

仕事と生活の調和の実現については、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び行動指針において、「労使をはじめ国民が積極的に取り組むことや、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要がある」とされており、地域の実情に応じ、自らの創意工夫を基にした施策の推進が求められています。また、施策の推進にあたっては、県をはじめ地域の企業、労働者団体、民間団体等の各種関係機関及び団体と綿密に連携・協力しながら取組を進める必要があります。

ニーズ調査によれば、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉について、「名前も内容も知らない」とした回答は、父親・母親ともに7割以上となっており、子育て世代に周知されていない状況です。



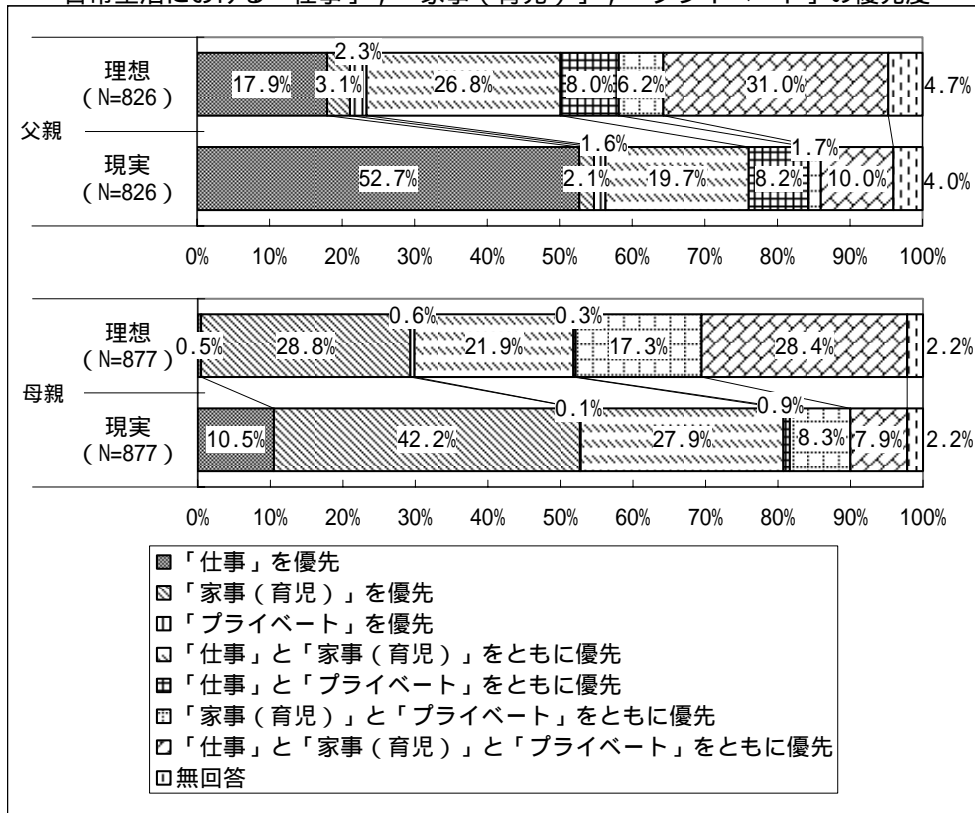
資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

また、子どもと子育て家庭を取り巻く現代社会では、結婚や出産・子育てに関する希望と現実の乖離が存在するとされています。

ニーズ調査から、両親の日常生活における仕事・家事（育児）・プライベートの優先度をみると、理想では、父親は「仕事＋家事（育児）＋プライベート」が31.0%で最も高く、次いで「仕事＋家事（育児）」が26.8%となっています。母親は「家事（育児）」が28.8%で最も高く、次いで「仕事＋家事（育児）＋プライベート」が28.4%となっています。

これに対し現実では、父親は「仕事」が52.7%で最も高く、次いで「仕事＋家事（育児）」が19.7%、母親は「家事（育児）」が42.2%で最も高く、次いで「仕事＋家事（育児）」が27.9%となっています。

日常生活における「仕事」、「家事（育児）」、「プライベート」の優先度



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

人口の減少下では、持続的な経済発展の基盤として、「若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現」、「国民の希望する結婚や出産・子育ての実現」の2点を同時に達成する必要があり、その鍵は「就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造」の解消に委ねられています。

仕事と生活の調和が実現した社会の姿を目指すため、就業率や労働時間、第一子出産前後の女性の継続就業率等、社会全体としての進捗状況を把握・評価し、政策に反映させる必要があります。

施策の方向

性別に関わらず、すべての労働者が、仕事時間と生活時間のバランスの取れた雇用環境を実現させるため、「働き方の見直し」の実現に向け、国・県・関係団体等との連携を図りながら、労働者、事業主、地域住民等の意識改革のための広報・啓発・情報提供に努めます。

また、仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について考える契機となるよう、育児の日（毎月19日）の普及啓発に努めます。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
94	広報紙による広報・啓発 【商工観光課】	仕事と生活の調和の実現や一般事業主行動計画に関する労働者、事業主、市民の理解を促進するための広報・啓発に努める。	内容充実
65	男女共同参画推進事業 （再掲） 【企画課】	地域社会の発展を支えていく男女共同参画社会の形成に向けて、南さつま市男女共同参画推進懇話会が市内各世帯に対し、広報紙を配布するなど周知を図る。	市民の理解者の増加
5	育児の日（毎月19日）の普及啓発（再掲） 【福祉課】	妊婦及び子どもがいる世帯を地域全体で応援する気運の醸成に資するとともに、仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について考える契機とする。	新規事業

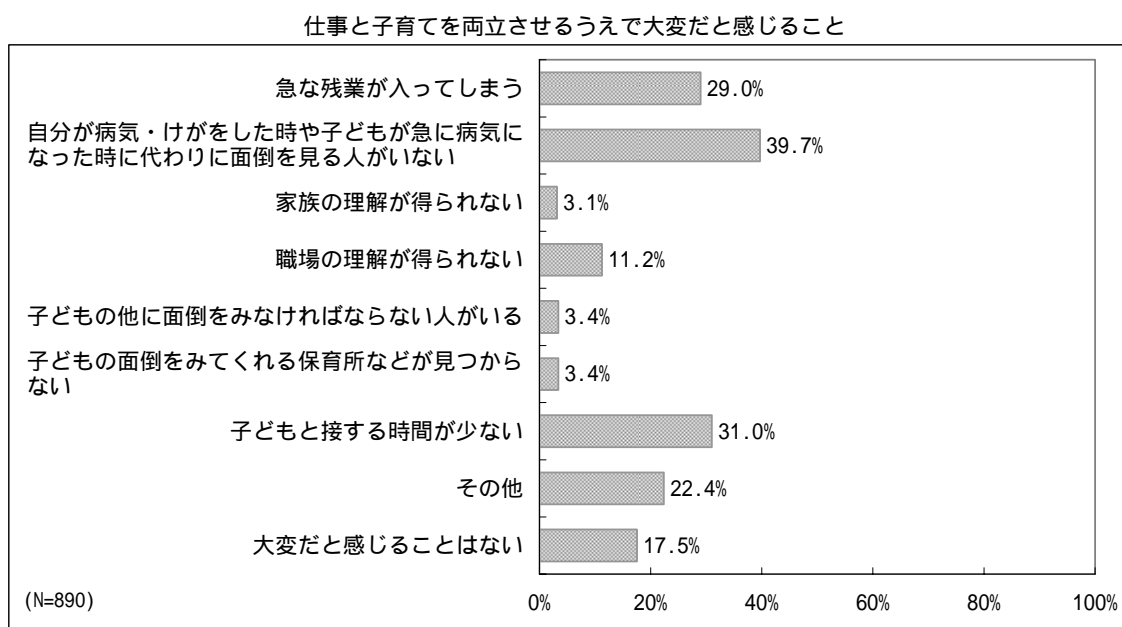
(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

現状・課題

ワーク・ライフ・バランスの実現を支える子育て支援サービスの基盤整備については、「すべての子どもの育ちを支え、子どもの成長を育むすべての家族を地域全体で支え、当事者でもある親も責任を持ってそれに主体的に参画していく」という基本的な理念に基づいて進められなければなりません。

ニーズ調査によると、仕事と子育てを両立させるうえで大変だと感じることについては、「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒を見る人がいない」、「子どもと接する時間が少ない」、「急な残業が入ってしまう」とした回答の割合が高くなっています。

仕事と子育ての両立を実現するため、多様で弾力的な保育サービスや放課後児童健全育成事業の拡充等、多様な就労形態に対応した子育て支援が必要です。



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

また、子育て家庭が、その生活圏内で利用できる地域子育て支援拠点事業等の子育て支援サービスの面的な整備を進めるとともに、産休・育休から保育サービスへの移行等、利用者の視点に立った切れ目のない支援を受けることができるよう、社会全体で支え合う次世代育成支援の制度的な枠組みの構築を図ることが必要です。

施策の方向

保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実等、子育て家庭の多様な就労形態に対応した子育て支援を展開します。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
17	延長保育事業 (再掲) 【福祉課】	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の延長等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を行う事業。	設置箇所数 13か所
6	一時預かり事業(再掲) 【福祉課】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等において一時的に預かる事業。 実施箇所：13か所	設置箇所数 13か所
18	休日保育事業 (再掲) 【福祉課】	日曜日、国民の祝日等においても保育に欠ける児童の保育を実施する事業。	設置箇所数 1か所
19	障害児保育事業 (再掲) 【福祉課】	保育に欠ける障がいをもつ幼児を一般児とともに集団保育することにより、社会性の成長発達を促進し、障がい児の福祉増進を図ることを目的とした事業。	設置箇所数 5か所
20	病後児保育事業 (再掲) 【福祉課】	保育所に通所中の児童等が病気の回復期にあるため、集団保育が困難な期間において、一時的に児童を預かることにより、当該児童等の保護者の子育てと就労の両立の支援を図る。	設置箇所数 1か所
7	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) (再掲) 【福祉課】	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 実施箇所：7か所	設置箇所数 7か所
3	ファミリー・サポート・センター事業 (再掲) 【福祉課】	地域において子どもの預かり等の援助を受けたい者と援助を行いたい者からなる会員組織が、子どもの預かりなどの相互援助活動を行う。	設置箇所数 1か所
8	子育て短期支援事業(ショートステイ事業) (再掲) 【福祉課】	児童を養育している家庭の保護者が疾病等の事由によって、家庭における児童の養育が困難になった場合に当該児童を児童福祉施設等において一時的(原則として7日以内)に養育する。 実施箇所：2か所	設置箇所数 2か所
9	トワイライトステイ事業 (再掲) 【福祉課】	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合やその他の緊急の場合において、その児童を児童福祉施設等において生活指導、食事の提供等を行う。	設置箇所数 1か所

6 子どもの安全の確保

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

現状・課題

市内の保育園や学校等において、交通安全専門指導員による交通安全教室を開催し、信号機の見方、横断歩道の渡り方等の交通ルールや、児童には路上での正しい通行の仕方、自転車の正しい乗り方等の交通安全教育を行っています。

幼児に対する交通安全教育は、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技術及び知識を習得させることに努める必要があります。また、小学生や中学生、高校生に対する交通安全教育においても、歩行者及び自転車等の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力の向上に努めなければなりません。

また、チャイルドシートの着用については、平成12年4月から自動車乗車中の6歳未満の幼児に着用が義務付けられましたが、チャイルドシートの座席への取り付け方が適正でないものも多いといわれており、着用に関する広報を徹底するとともに、実践的な講習会等を幅広く開催していく必要があります。

施策の方向

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。また、関係機関・団体等と連携し、情報交換・情報提供を行い、運転者、歩行者等の道路利用者に対する交通法令等の遵守や交通マナーやモラルの向上等交通安全意識の高揚を図ります。

交通安全教育の推進

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
95	交通安全対策管理事業 【市民生活課】	通園（通学）時間帯における街頭での幼児・児童に対する交通安全指導を行う。	事業継続
96	交通安全教室の実施 【市民生活課】	保育所、幼稚園、学校等において、交通安全専門指導員による交通安全教室を実施する。	事業継続 指導員1名

チャイルドシートの正しい使用の徹底

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
97	チラシ・広報紙の発行 【市民生活課】	チャイルドシートの正しい取り付け、着用の習慣づけを図るため、チラシ・広報紙を発行する。	事業継続

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
98	チャイルドシート貸出事業 【福祉課】	出産時の退院時又は帰郷時等に一時的にチャイルドシートの利用を希望する者に対し、チャイルドシートの貸出しを行う。	事業継続

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

現状・課題

近年、全国的に暴行や性犯罪等の様々な犯罪が増加しており、本市では関係機関や住民団体、警察等と連携しながら、地域の防犯意識の高揚を図っています。こうした中で、犯罪に関する迅速な情報提供と対応が重要になっています。

登下校中や公園等で、子どもが被害に巻き込まれる事件が全国的に多発していること等から、本市においても、各学校のPTAや市民ボランティアで組織した安心パトロール隊や青色防犯パトロール車、少年補導員等が見回り活動等を実施しています。

また、南さつま警察署では、「子ども110番の家」を推進しています。「子ども110番の家」は、子どもが犯罪に巻き込まれそうな時に、一時避難場所となり、警察や学校等へ連絡してくれるもので、協力してくれる家に表示します。

施策の方向

防犯思想の普及・啓発に努めるとともに、地域ぐるみで住民一人ひとりの防犯に対する意識の高揚を図ります。

また、子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体と連携し、情報交換を行います。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
99	青少年育成センター設置事業 【生涯学習課】	学校・家庭・地域社会及び関係機関・団体との密接な連携のもとに、市内における青少年の問題行動や非行を早期に発見し、青少年の健全育成を図る。	事業継続
100	「子ども110番の家」事業 【警察署】	事業所や市民の家を「子ども110番の家」として登録している。	登録の推進
92	安心パトロール隊設置事業 (再掲) 【総務課】	市民ボランティア団体「安心パトロール南さつま」を72団体で組織して、子どもの登下校時や公園等の見回り活動を実施している。また、犯罪に関する情報をファックス等で提供している。	市民参加の推進
93	緊急通報システムの構築 (再掲) 【総務課】	子どもたちの安全確保や地域の犯罪防止を図るため、防犯パトロール等に有益な情報を安心パトロール隊員等に配信する。	新規事業

7 児童虐待防止対策の充実

(1) 育児相談機能の強化

現状・課題

核家族化に伴う家庭の養育力の低下や地域のつながりの希薄化に伴う家庭の孤立化等を背景に、育児不安や育児疲れ、悩み・ストレス等から、子どもの虐待に至っているケースが多く見られます。

本市では、母子保健推進員や保健師が乳児のいる家庭を訪問し、乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、育児不安の軽減を図っています。また、家庭相談員を配置し、来所や電話による相談に応じており、今後、更に県児童相談所、民生委員・児童委員、保健課、保健所及び学校等の関係機関と連携を図り、相談機能の強化に努める必要があります。

児童虐待に関する相談状況

(件)

年度	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
相談件数	4	0	0	10	2

資料：福祉課 福祉行政報告例（平成 21 年度は 10 月末現在）

施策の方向

児童虐待に関する相談については、必要に応じ県児童相談所や民生委員・児童委員等と連携し、虐待を受けた子どもの保護を図るとともに、保護者に対する適切な助言・指導・支援等を行います。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成 26 年度までの方向性・目標値
101	家庭相談員事業 【福祉課】	児童福祉の向上を目的に、相談・訪問等の活動を行う。家庭相談員 2 名を配置。	事業継続
2	こんにちは赤ちゃん事業 (再掲) 【保健課】	生後 2 か月頃の乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつける。また、広く子育て支援に関する情報提供を行うことにより、孤立化を防ぎ育児不安の軽減を図る。	訪問実施率 100%
37	乳幼児健康診査事業(再掲) 【保健課】	疾病の予防と早期発見、健康の保持増進を目的として各種健診や歯科健診を行い、児の健全な発育発達や歯予防を図る。また、生活習慣等について助言を行う。	受診率向上に努める。
41	すこやか育児相談(再掲) 【保健課】	健診等で発育発達の経過を見る必要のある子や希望者に対し、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が個別の相談・助言を行う。	事業継続

(2) 関係機関等との連携

現状・課題

本市では、要保護児童の早期発見及びその適切な保護について、児童福祉機関・保健医療機関・教育機関・警察司法機関等も出席した支援会議を開催し、多様化する子育ての問題等について情報交換や対応について協議しています。

今後さらに、県児童相談所、民生委員・児童委員、保健所及び学校等の関係機関との連携を図り、相談体制の強化を推進する必要があります。

施策の方向

関係機関・団体との連携を図り、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
101	家庭相談員事業（再掲） 【福祉課】	児童福祉の向上を目的に、相談・訪問等の活動を行う。家庭相談員2名を配置。	事業継続
102	要保護児童対策地域協議会 【福祉課】	要保護児童の早期発見や適切な保護対策を関係機関で協議する。	事業継続

(3) 児童虐待防止の意識啓発及び通報先の広報

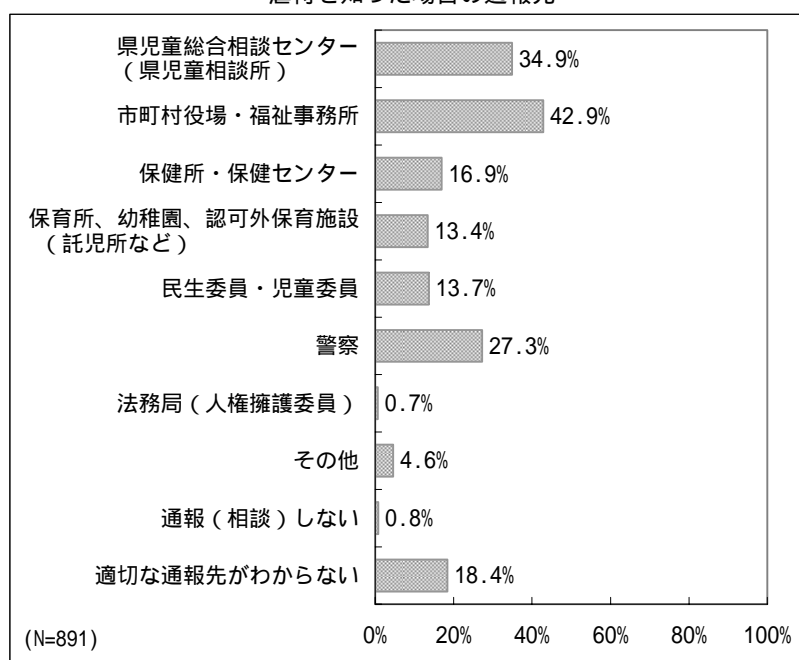
現状・課題

本市では、国・県が発行する意識啓発用の広報用チラシ等の配布をはじめ、市家庭相談員が発行する「家庭児童相談室だより」を幼稚園、保育園（所）、学校及び民生委員・児童委員等へ配布しながら、児童虐待等の問題等について、意識啓発等に努めています。

ニーズ調査によると、虐待を知った場合の通報先として、「市町村役場・福祉事務所」が42.9%で最も高く、次いで「県児童総合相談センター」が34.9%、「警察」が27.3%となっています。

しかしながら、2割近くの方は、「適切な通報先がわからない」と回答していることから、今後、児童虐待防止に関する意識啓発及び通報先の周知徹底を図る必要があります。

虐待を知った場合の通報先



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

施策の方向

児童虐待防止についての認識を高めるよう意識啓発を図るとともに、虐待が疑われたときの通報先などに関する広報・啓発に努めます。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
103	児童虐待防止の広報・啓発 【福祉課】	市報・お知らせ版等での通報先などの広報・啓発の充実を図る。	内容充実

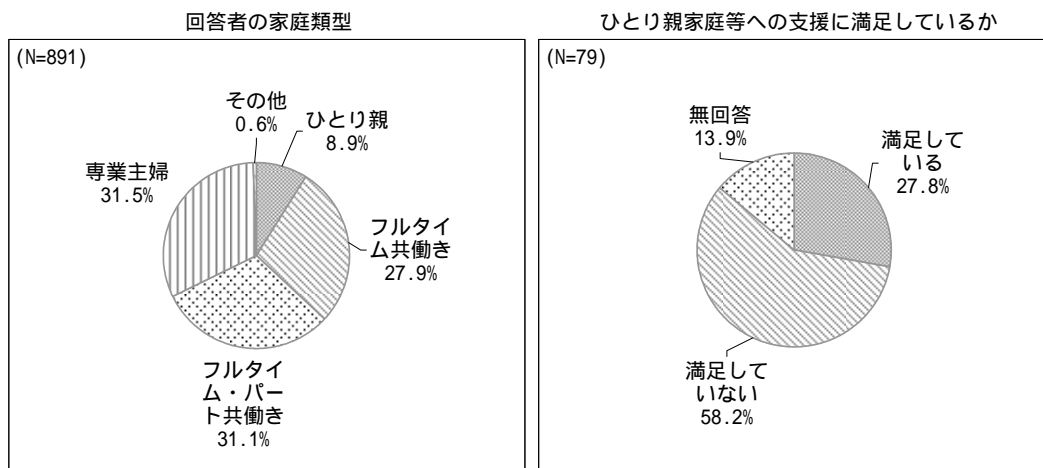
8 ひとり親家庭の自立支援の促進

(1) 相談機能の充実

現状・課題

ひとり親家庭の親と子が、社会的に自立し、生きがいに満ちた生活を送るためには、経済的な安定を図るための就労の確保をはじめ、親子それぞれの健康づくり、安心して子育てできる環境の整備、地域社会との関係づくりや人権保護等、生活全般にわたる様々な課題に対して、総合的に支援していく必要があります。

ニーズ調査から家庭類型をみると、ひとり親家庭は全体の8.9%を占めています。また、現在のひとり親家庭等への支援に満足しているか、という設問に関しては「満足している」が27.8%、「満足していない」が58.2%となっています。



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

ひとり親家庭の親がその能力を発揮しながら、自らの生き方を主体的に選び、決定できるよう、精神的・経済的な自立を支援するとともに、地域の様々な物的・人的資源や制度、情報等を十分に活用し、社会全体でひとり親家庭を支える仕組みづくりを進める必要があります。

施策の方向

母子自立支援員の配置を検討し、ひとり親家庭に対する相談指導体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供に努めます。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
104	母子自立支援員の配置（家庭相談員） 【福祉課】	母子家庭等の自立に必要な情報提供及び相談活動等の支援を行う。（家庭相談員が対応）	事業継続

(2) 子育て、就業及び経済的な支援

現状・課題

児童扶養手当の支給など必要な経済的支援を図るとともに、保育園（所）の入所など生活実態に応じた支援に努めています。今後も、支援の充実を図る必要があります。

自立支援教育訓練給付金受給者数と支給額の推移

年度	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
受給者数	0 人	1 人	0 人	1 人
支給額	0 円	27,200 円	0 円	17,000 円

資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

母子家庭高等技能訓練促進費受給者数と支給額の推移

年度	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
受給者数	0 人	0 人	0 人	0 人
支給額	0 円	0 円	0 円	0 円

資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

児童扶養手当の受給者数と支給額の推移

年度	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
受給者数	248 人	251 人	265 人	276 人
支給額	80,494,690 円	122,131,990 円	122,891,250 円	128,264,940 円

資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

ひとり親家庭医療費の助成件数と助成金額の推移

年度	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
助成件数	1,345 人	1,566 人	1,778 人	1,938 人
助成金額	10,971,423 円	11,857,010 円	13,763,242 円	14,717,667 円

資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

施策の方向

児童扶養手当をはじめとする各種手当や医療費の助成、各種貸付制度等により、ひとり親家庭に対する経済的な支援や自立支援給付金事業等による就業支援の充実に努めます。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
105	母子家庭自立支援給付金事業 【福祉課】	母子家庭の母の就業を効果的に促進し、自立に向けた支援を図る。	事業継続
106	母子家庭高等技能訓練促進費事業 【福祉課】	母子家庭の母の就職の際に有利となる資格の取得を促進するため、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的として、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち一定期間について高等技能訓練促進費を支給するとともに、入学支援修了一時金を修了後に支給している。	事業継続
107	児童扶養手当支給事業 【福祉課】	ひとり親家庭等の児童を監護している者に手当を支給することで、生活の安定と自立促進を図ることを目的とする。	事業継続
108	ひとり親家庭等医療費助成事業 【福祉課】	ひとり親家庭等の健康を保持し、生活の安定と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭等の医療費の自己負担分を助成している。	事業継続
109	母子寡婦福祉資金貸付事業 【福祉課】	配偶者のない女子で、20歳未満の児童を養育している者に対して、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて児童の福祉を増進するため必要な資金の貸付を行う。	事業継続
110	母子生活支援施設入所措置事業 【福祉課】	様々な事情により施設入所の必要が認められた母子家庭の生活を支援する。	事業継続

9 障がいのある子どもへの支援

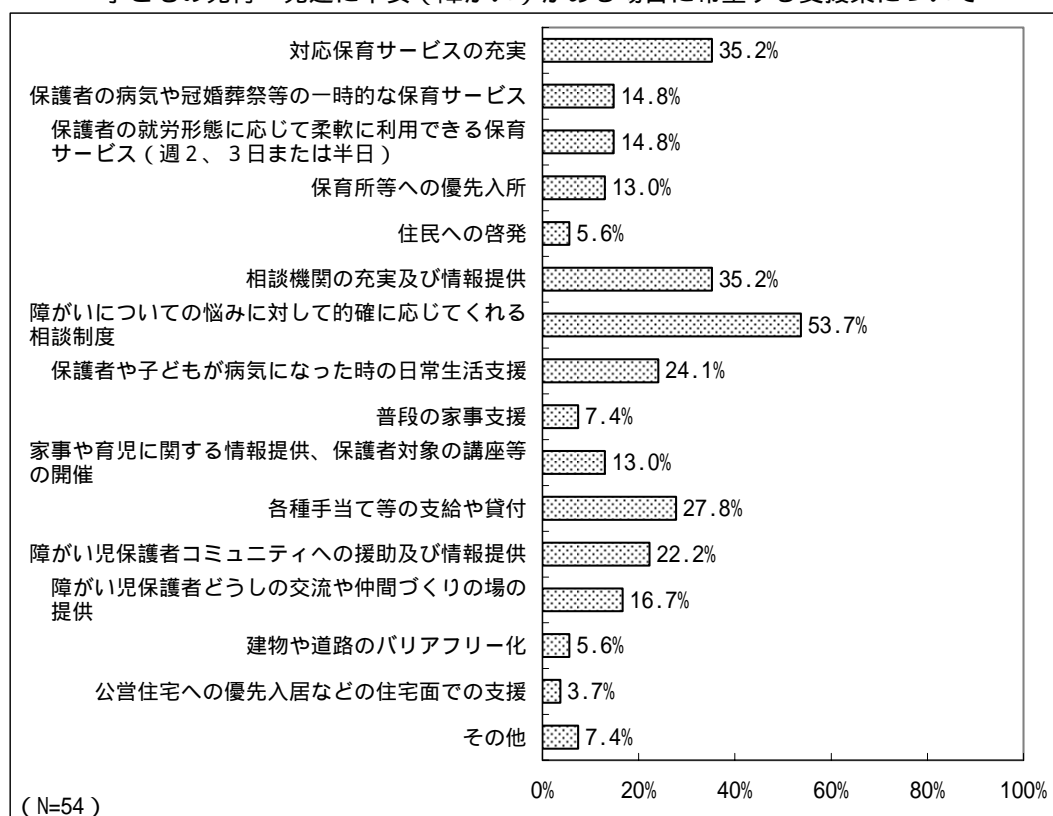
(1) 障がいの早期発見・早期治療や療育等の体制整備

現状・課題

本市では、障がいの早期発見と早期療育のため、乳幼児健診等で身体や発育発達に問題のある子どもに対して精密検査受診券の交付や発達相談会の実施、県児童総合相談センターとの連携を図っています。

ニーズ調査によると、子どもの発育・発達に不安（障がい）がある場合に希望する支援策については、「障がいについての悩みに対して的確に応じてくれる相談制度」とした回答が53.7%で最も高く、次いで「対応保育サービスの充実」と「相談機関の充実及び情報提供」が35.2%となっています。

子どもの発育・発達に不安（障がい）がある場合に希望する支援策について



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

今後は、対象児や保護者等を支援するうえで、対象児童一人ひとりのニーズに応じた的確な療育支援、相談体制の充実、障がいについての正しい理解等の啓発を図ることが必要です。

施策の方向

保健・医療・福祉の連携を密にし、障がいの早期発見、早期治療や療育等の体制を整備します。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
111	児童デイサービス事業 【福祉課】	障がい児に対して、施設に通いながら日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う。	事業継続
112	巡回療育相談事業（県） 【福祉課、保健課】	精神発達精密健康診査を要する乳幼児をはじめ、心身の発達に障がいのある児童について、地域を巡回して療育相談を受け、療養専門スタッフによる必要な調査・検査・診断に基づく、早期診断と療育指導を行う。	事業継続
37	乳幼児健康診査事業（再掲） 【保健課】	疾病の予防と早期発見、健康の保持増進を目的として各種健診や歯科健診を行い、児の健全な発育発達や歯予防を図る。また、生活習慣等について助言を行う。	受診率向上に努める。
42	発達相談会（再掲） 【保健課】	心身の発達に問題のある又はその恐れのある乳幼児を対象に相談会を開催し、専門的な支援や相談・生活指導・療育の紹介等を行い、健全な発育発達を促す。	事業継続
38	らんらん親子教室 （再掲） 【保健課】	発育や発達面で経過を見ていく必要がある児や子どもとの関わりに不安のある保護者を対象に教室を開催し、遊びを通して親子の関わりについて学び、専門スタッフによる個別相談を行う。	開催数： 年12回

（2）障がい児保育の拡充**現状・課題**

障がい児保育については、地方分権により国の事業から市町村の事業として移管されましたが、本市においては市内の一部保育園（所）で取り組まれています。

ニーズ調査からも対応保育サービスの充実が求められており、今後とも障害児保育事業の拡充を図る必要があります。

施策の方向

障害児保育事業の拡充を図ります。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
19	障害児保育事業 （再掲） 【福祉課】	保育に欠ける障がいを有する幼児を一般児とともに集団保育することにより、社会性の成長発達を促進し、障がい児の福祉増進を図ることを目的とした事業。	設置箇所数 5か所

(3) 障がい児教育の充実

現状・課題

現在、知的障がいや情緒障がいを含め、小学校3校、中学校4校の計7校に特別支援学級が設置されています。特別支援教育の推進については、年間3回の就学指導委員会を開催し、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育が行われるよう配慮しています。

また、学習障がい等への職員の理解を深めるために、特別支援教育担当者を集めて特別のニーズのある子どもについての理解を深める研修会を実施しています。

今後、それぞれの児童生徒に対する個別支援計画の作成及びその効果の確認が必要になっています。

施策の方向

児童生徒や保護者の願いを大切にした就学指導に努めるとともに、専門家による教育相談、就学指導委員会や特別支援教育担当者会などの実施を通して、障がいの種類に応じた支援を行います。

また、平成21年度に設置した南さつま市特別支援連絡協議会において、教育・福祉・労働などの関係部局・機関等の関係者による協議を通して、発達障がいを含めた障がいのある幼児・児童・生徒に対する教育支援体制を推進します。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
113	特別支援教育の推進 【学校教育課】	一人ひとりの児童生徒を理解し、児童生徒のニーズに応じた支援活動を充実させる。	事業継続

(4) 在宅福祉サービスの充実

現状・課題

在宅福祉サービスについては、障害者自立支援法に基づき、事業所とも連携し、支援体制の充実に努めています。また、障がい児等に対する相談業務、日常生活用具の給付、補装具の支給等を行っています。

今後も、相談業務、各種給付等事業の周知に努める必要があります。

施策の方向

障がい児とその家族の在宅生活の質の向上と福祉の増進を図るため、ホームヘルパーやショートステイの利用促進、日常生活用具の給付等を実施します。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
114	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業 【福祉課】	小児慢性特定疾患児に対し、特殊寝台などの日常生活用具を給付することにより、在宅での日常生活の利便性を図る。対象児の扶養義務者がその収入に応じて費用の一部を負担する。	事業継続
115	重度障害児日常生活用具給付事業 【福祉課】	在宅の重度身体障がい者に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付等を行っている。	事業継続
116	障害児居宅介護事業 【福祉課】	障害者自立支援法による障害福祉サービスのひとつで、障がい程度が一定以上の障がい児に対して、ヘルパーによる自宅での入浴や排泄、食事等の介助をする事業である。	事業継続
117	障害児短期入所事業 【福祉課】	障害者自立支援法による障害福祉サービスのひとつで、障がい程度が一定以上の障がい児を自宅で介護する方が病気などの場合、短期間施設へ入所する事業である。	事業継続

(5) 経済的な支援

現状・課題

本市においては、障害児福祉手当・特別児童扶養手当の支給、重度の障がい児に対する医療費の助成等を行い、経済的負担の軽減に努めています。

今後も、各種事業等の周知が求められます。

施策の方向

障がいの状況に応じ手当を支給するとともに、対象児に対して医療費等を助成するなど経済的な支援を行います。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成 26 年度までの方向性・目標値
118	特別児童扶養手当支給事業 【福祉課】	20 歳未満で心身に障がいのある児童の扶養のために、その父、母又は養育者に対して支給する制度。	事業継続
119	障害児福祉手当支給事業 【福祉課】	日常生活において常時の介護を必要とする重度障がい児(20 歳未満)に支給している。障がいの程度と範囲において認定基準が定められている。	事業継続
120	重度心身障害者医療費助成事業 【福祉課】	重度心身障がい者の健康の保持増進と福祉の向上を図るため、重度心身障がい者の医療費の自己負担分の助成を行っている。	事業継続

10 子育てにかかる費用への支援

(1) 保育料等の軽減

現状・課題

本市においては、保育料等の保護者負担の軽減に努めています。今後も、経済的な面からの支援を進めるため、負担の軽減に努める必要があります。

施策の方向

保護者の経済的負担を減らすため、国が定める保育所の保育料を今後とも軽減するとともに、幼稚園就園奨励費補助事業の充実を図ります。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
121	保育料の軽減 【福祉課】	子育てにかかる保護者の経済的負担を軽減するため、国が定めた保育料基準額より低い保育料徴収基準額を定め、保育料の軽減を行っている。	事業継続
122	多子世帯保育料軽減事業 【福祉課】	保育所(園)に第3子以降の子どもを入所させている多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進する。	事業継続
80	幼稚園就園奨励費補助事業 (再掲) 【教育委員会】	国の補助事業で、幼稚園児を有する世帯の経済的負担軽減として保護者の所得状況に応じ、保育料等の軽減を行っている。	事業継続

(2) 子どもにかかる各種手当の支給

現状・課題

本市においては、児童手当等の支給を行っています。今後も、各種手当等支給事業に取り組み、経済的な負担の軽減に努める必要があります。

施策の方向

子育て家庭の生活の安定を図るため、各種手当を支給します。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
123	子ども手当支給事業 【福祉課】	中学校卒業までの児童のいる家庭に子ども手当を支給することにより、経済的負担を軽減するとともに、安心して出産し、子どもが育てられる社会をつくることを目的とする。	平成22年度新規事業

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成 26 年度までの方向性・目標値
107	児童扶養手当支給事業 (再掲) 【福祉課】	ひとり親家庭等の児童を監護している者に手当を支給することで、生活の安定と自立促進を図ることを目的とする。	事業継続
118	特別児童扶養手当支給事業 (再掲) 【福祉課】	20 歳未満で心身に障がいがある児童の扶養のために、その父、母又は養育者に対して支給する制度。	事業継続
119	障害児福祉手当支給事業 (再掲) 【福祉課】	日常生活において常時の介護を必要とする重度障がい児(20歳未満)に支給している。障がいの程度と範囲において認定基準が定められている。	事業継続
124	奨学金貸付事業 【教育委員会】	有能な人材の育成を目的とし、高等学校以上の学校に在籍する者を対象に、就学する能力があるにもかかわらず、経済的な理由により就学が困難な者に対し貸与する。	事業継続

(3) 乳幼児等の医療費助成

現状・課題

本市においては、乳幼児(小学校就学前の児童)の保険診療による医療費の自己負担分を全額助成しています。

また、ひとり親家庭医療費助成事業、重度心身障害者等医療費助成事業も実施しています。

今後も、乳幼児医療費助成等を継続し、負担の軽減に努める必要があります。

施策の方向

乳幼児やひとり親家庭、障がい児に対して、医療費の自己負担分を助成します。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成 26 年度までの方向性・目標値
55	すこやか子ども医療費助成事業(再掲) 【福祉課】	子ども(中学校終了前の子ども)の健康と健やかな育成を図るため、保険診療による医療費の自己負担分を全額助成する。 現状：小学校就学前の児童が対象	平成 22 年 7 月から対象を中学生まで拡大
108	ひとり親家庭等医療費助成事業(再掲) 【福祉課】	ひとり親家庭等の健康を保持し、生活の安定と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭等の医療費の自己負担分を助成している。	事業継続
120	重度心身障害者医療費助成事業(再掲) 【福祉課】	重度心身障がい者の健康の保持増進と福祉の向上を図るため、重度心身障がい者の医療費の自己負担分の助成を行っている。	事業継続

(4) 学校教育における助成

現状・課題

本市においては、市教育行政の施策体系に基づいて、義務教育としての子どもの育成を図るために経済的な援助を行っています。さらに、特別支援教育を含めた就学援助を充実させていく必要があります。

施策の方向

義務教育における要保護及び準要保護児童生徒を対象に、学用品費、給食費等の費用の一部を助成するとともに、特別支援教育就学奨励費補助事業を推進します。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状	平成26年度までの方向性・目標値
125	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費助成事業 【学校教育課】	教育の機会均等の精神に基づき、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるように、経済的理由により就学困難な児童生徒に対して行う援助である。	事業継続
126	特別支援教育就学奨励費補助事業 【学校教育課】	特別支援学級に通学している児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を援助する。	事業継続

第5章 計画の評価及び推進

第5章 計画の評価及び推進

1 計画の評価

後期行動計画においては、計画全体の進捗状況を評価するため、個別事業レベルの進捗状況（アウトプット）に加え、個別事業を束ねた施策レベル、計画レベルの進捗状況（アウトカム）も点検・評価することが求められています。併せて、利用者の視点に立った評価指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善につなげていく必要があります。

（1）保育サービス等の目標事業量

項目		単位	現状 (平成21年度)	目標 (平成26年度)
平日昼間の保育サービス				
認可保育所	3歳未満児	人	361	350
	3歳以上児	人	518	480
合計		人	879	830
夜間帯の保育サービス（延長、夜間、深夜・早朝等）				
延長保育事業		人	85	100
		か所	12	13
トワイライトステイ事業		人	0	10
		か所	0	1
休日保育事業		人	6	20
		か所	1	1
病後児保育事業		日	-	800
		か所	0	1
放課後児童健全育成事業		人	172	300
		か所	7	7
一時預かり事業		日	-	7,000
		か所	13	13
地域子育て支援拠点事業				
うち センター型		か所	1	1
		か所	5	5
類似の単独事業		か所	5	5
ファミリー・サポート・センター事業		か所	0	1
ショートステイ事業		か所	2	2

現状（平成21年度）：平成22年1月1日現在

目標（平成26年度）：ニーズ調査による潜在的なニーズ量を基に設定

(2) 施策レベルごとの評価

評価指標		現状 (平成20年度)	目標 (平成26年度)
1 地域における子育て支援			
ママヘルプサービス事業 (育児支援家庭訪問事業)	訪問回数	0回	100回
子育てなんでも相談所	設置か所数	11か所	14か所
	相談件数	457件	640件
わんぱくらんど (つどいの広場事業)	開催数	164回	168回
	参加人数	3,497人	3,000人
子育て支援教室	開催数	42回	42回
	参加人数	1,217人	1,000人
育児支援グループ活動支援	グループ数	5グループ	6グループ
子ども会活動	中学生加入率	65.0%	75.0%
子育てについて、気軽に相談できる人がいない保護者の割合		6.7%	減少させる
地域の子育て支援サービスなどの情報が得やすいと思う保護者の割合		30.0%	増加させる
2 母性、乳児及び幼児等の健康の確保・増進			
パパママ学級	受講率(母親)	16.4%	30.0%
	受講率(父親)	12.6%	
妊娠・出産の安全の確保	妊娠11週以下での妊娠届出率	75.8%	90.0%
	妊婦健康診査受診率	100.0%	100.0%
小児保健医療体制の整備	M R 予防接種率	84.8%	95.0%
	三種混合予防接種率	73.2%	90.0%
	B C G の予防接種率	99.6%	100.0%
乳幼児健診の充実	乳児健康診査受診率	100.0%	100.0%
	1歳6か月児健康診査受診率	95.6%	98.0%
	3歳児健康診査受診率	88.6%	95.0%
小児口腔保健衛生の向上	1歳6か月児むし歯有病者率	2.3%	2.0%
	3歳児むし歯有病者率	27.9%	25.0%

評価指標		現状 (平成20年度)	目標 (平成26年度)
行政に対して「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」と思う保護者の割合		51.5%	減少させる
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備			
コミュニティスポーツクラブ	小・中学生登録者数	305人	300人
家庭教育学級	家庭教育学級参加率	76.0%	100.0%
いじめの発生件数		2件	0件
不登校の児童・生徒数		20人	減少させる
4 子育てを支援する生活環境の整備			
外出の際に「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配がある」と思う保護者の割合		28.3%	減少させる
外出の際に公共施設の「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」で困ると感じる保護者の割合		33.7%	減少させる
5 職業生活と家庭生活との両立の推進等			
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	父親	5.6%	増加させる
	母親	4.1%	増加させる
子どもと接する時間が取れていないと思う保護者の割合 (あまり取れていない+全く取れていない)	父親	30.8%	減少させる
	母親	10.4%	減少させる
6 子どもの安全の確保			
外出の際に「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」と思う保護者の割合		44.9%	減少させる
7 児童虐待防止対策の充実			
要保護児童対策地域協議会	開催数(年)	1回	1回
児童虐待に関する相談件数		10件	0件
子育てにおいて「子どもをしかりすぎているのではないか」と感じる保護者の割合		35.9%	減少させる
児童虐待の適切な通報先を知らない保護者の割合		18.4%	減少させる
8 ひとり親家庭の自立支援の促進			
ひとり親家庭などへの支援策に満足している保護者の割合		27.8%	増加させる
9 障がいのある子どもへの支援			
子どもの発育・発達に不安(障がい)がある場合の支援策に満足している保護者の割合		25.9%	増加させる
10 子育てにかかる費用への支援			
子育てで費用がかさむことで不安を抱えている保護者の割合		39.7%	減少させる

(3) 計画全体の評価

評価指標	現状 (平成20年度)	目標 (平成26年度)
子育てを楽しんでいると感じることが多いと思う保護者の割合	58.9%	増加させる
出生数	294人 (平成19年)	増加させる
合計特殊出生率	1.84 (平成19年)	増加させる

2 計画の推進

本計画を着実に推進するためには、市民一人ひとりが、次世代育成支援対策の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

このため、行政はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1) 行政の役割

市は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画を総合的かつ効果的に推進するため、学識経験者や保育・教育関係者等で構成する地域協議会と庁内の委員会を設置します。

地域協議会では、この計画に基づく施策の実施状況を公表し協議することで、市民の意見を計画の推進に反映させます。

また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開が必要となります。

このため、庁内の委員会では、個々の施策の進捗状況の把握と施策間の調整等を行うものとしします。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

(3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、

地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

(4) 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのことについて認識を深めることが大切です。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

3 進捗状況の点検・評価

本計画では、PDCA サイクル(計画 - 実施 - 評価 - 改善検討)の実効性を高めるため、利用者の視点に立った評価指標を設定しています。データの収集、アンケート調査を定期的実施し、進捗状況の点検・評価を継続的に行っていきます。

資料編

南さつま市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

平成 17 年 11 月 7 日

告示第 22 号

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 21 条に基づき、南さつま市における次世代育成支援対策地域行動計画の推進に関し、必要となるべき措置について協議するため、南さつま市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画策定及び推進に関する事項
- (2) 次世代育成支援対策の普及及び啓発に関する事項
- (3) 市、関係団体等の次世代育成支援対策への取組みに関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、次世代育成支援対策の充実にに関する事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内に居住する者で、公募に応じた者
- (2) 保育教育関係団体の代表
- (3) 保健医療福祉関係団体の代表
- (4) 各種団体の代表
- (5) 学識経験者等

2 協議会は、特定の課題等について情報交換等を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任できるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の事務局を福祉課に置き、事務局長は、福祉課長を充てる。

2 事務局長は、協議会の開催に当たり、必要に応じて事務局を補佐する関係各課の職員の出席を求めることができる。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 7 日から施行する。

南さつま市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

	事項別	委員氏名	役 職	所属団体等	備 考
1	市内に居住する 者で、公募に応 じた者	片 桐 昭		公募者	
2		下園 真理子		公募者	
3	保育教育関係団 体の代表	藤 直 亮	会 長	南さつま保育連合会	
4		泉 浩 二	聖母幼稚園長	幼稚園	
5		北 園 博 之	会 長	小中学校校長会	
6		竹ノ内 剛	会 長	PTA連絡協議会	
7	保健医療福祉関 係団体の代表	加 藤 豊	医 師	医師会	
8		米 山 拓 郎	会 長	社会福祉協議会	
9		鮫島 智賀子	委 員	主任児童委員	坊津地区
10		久 保 洋 子	会 長	母子寡婦福祉会	加世田地区
11		小 濱 ヒロミ	推進員	母子保健推進員	大浦地区
12		松 田 翠	HAS 療育センター代表	療育施設	
13		永 田 篤 子	支援員	南さつま市子育て支援センター	
14	各種団体の代表	金 竹 真 伊	代 表	子育てサークル 「人形劇コロちゃん」代表	
15		田 中 絹 子	代 表	心身障がい児サークル 「みつばち」代表	
16		橘 蘭 イ チ	代 表	食生活改善推進員連絡協議会	金峰地区
17		上村 香代子	代 表	女性団体連絡協議会	笠沙地区
18		前 田 幸 二	生活安全刑事課長代理	南さつま警察署	
19	学識経験者等	山 下 隆	心の教育サポート相談員	南さつま市教育委員会	
20		赤 瀬 和 代	技術主幹兼健康増進係長	南薩地域振興局保健福祉 環境部健康企画課	

■ 用語解説 ()は本文中の最初の掲載ページ数です。

【あ行】

育児の日 (P42)

鹿児島県においては、平成 22 年 4 月から、毎月 19 日を「育児の日」として定め、妊婦や子どものいる世帯を地域全体で応援する気運を醸成するために、県民への子育て応援の呼びかけや、様々な取組を展開することとしている。

【取組内容】

県内企業への働きかけ

- ・「かごしま子育て応援企業」に登録している企業等に対し、ノー残業デーや子どもの職場見学など、「育児の日」に応じた取組について働きかけていく。

市町村との連携

- ・市町村とも連携し、周知を図るとともに、ノー残業デーや子育て中の職員に年休取得を促進するなど、「育児の日」に応じた取組について働きかけていく。

「かごしま子育て支援パスポート事業」の活用

- ・協賛店に、「育児の日」に子育て家庭を対象とした商品割引やサービスの提供について働きかけていく。

【か行】

過保護化 (P4)

過保護は、特に子どもの養育において、必要過剰な保護、甘やかしを行う場面が多く、子ども自身の自主性を尊重し過ぎ、まともな社会人として巣立つのに必要なしつけをせずに済ますことを指す。

キャリア教育 (P61)

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。「中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について（平成 11 年 12 月）」

合計特殊出生率 (P3)

ある年の女性の年齢別出生率が変わらないという仮定のもとで、1人の女性（15～49歳）が、その生涯に平均何人の子どもを生むかを推計した値。

行動計画策定指針 (P7)

次世代育成支援対策推進法第 7 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣（国家公安委員会委員長、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣）が定め、告示したもの。

この指針には、市町村行動計画策定の指針となるべき次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、次世代育成支援対策の内容に関する事項などが定められている。

子育て情報サイト（P48）

子育てに関する情報が、1冊の本のように、ひとまとまりに公開されているホームページ。また、そのホームページが置いてあるインターネット上での場所。

コーホート変化率法（P16）

コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、一定期間における人口変化率が、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を推定する方法。0～4歳の将来人口については、コーホート変化率では計算できないため「婦人子ども比率」から算出。

婦人子ども比率 = 0～4歳の人口 ÷ 25～34歳の女子人口

【さ行】

産後うつ（P52）

産後うつ病とは、産後2週間～1か月以内に発症するうつ病をいう。産後うつ病は、一過性で自然に治るものではなく、一般的なうつ病と同様の治療が必要になる。

産褥期（P42）

産褥期とは、妊娠・出産のために変化した体が元に戻るための期間のことをいう。通常、6～8週間。

次世代育成支援対策推進法（P5）

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念、国・地方公共団体・事業主・国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定め、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的として、平成15年7月に公布された法律。

主任児童委員（P8）

児童福祉について、専門的に担当する児童委員。児童相談所と児童委員との連絡・調整にあたる等、地域の児童健全育成活動の中心的役割を担う。

自動体外式除細動器 [AED] (P59)

心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器のこと。

情報モラル教育（P68）

情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、すべての国民が身に付けておくべき考え方や態度を育成するための教育。

【な行】

乳幼児突然死症候群 [SIDS] (P59)

健康と思われていた乳児が突然に死亡し、死因が特定できないもの。生後 2 ~ 4 か月に多い。

【は行】

バリアフリー (P70)

住宅建築用語として、障がい者が社会生活をしていく上で障壁 (バリア) となるものを除去するという意味で、具体的には段差等の物理的障壁の除去をいう。より広くは、障がい者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。また、最近では「すべての人のためのデザイン」を表すユニバーサルデザインという用語が使われるようになってきている。

フィルタリング (P68)

インターネット上の不適切な情報を閲覧できなくしたり、有益な情報だけを閲覧できるようにしたりすること。

【ま行】

マタニティマーク (P52)

妊娠初期には、外見からは妊娠していることが分かりづらいことから、周囲からの理解が得られにくいという声もあるため、妊産婦に対する気遣い等、やさしい環境づくりのため、平成 18 年度に厚生労働省が募集し、応募総数 1,661 作品の中から選ばれたマーク。

民生委員・児童委員 (P50)

児童福祉法第 12 条の規定により、民生委員は児童委員に充てられる。

また、児童委員の職務としては、児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと、児童及び妊産婦につき、その保護、保険その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと、児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営業者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること、児童福祉司又は社会福祉法に規定する福祉に関する事務所 (福祉事務所) の社会福祉主事の行う職務に協力すること、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めることなどとされている。

【や行】

ユニバーサルデザイン (P70)

バリアフリーが障壁を取り除いていくという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず全ての人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方。

要保護児童（P8）

「児童福祉法」で定められている言葉で、要保護児童は、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」を指し、要支援児童は、要保護児童以外の「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」を指す。具体的に、要保護児童は社会的養護が必要な子どもや虐待を受けた子ども等、要支援児童は障がいのある子ども等を指して用いられることが多くある。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス（P5）

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。



「南さつま市次世代育成支援行動計画」
【後期計画】

～子どもの笑顔が“かがやく”まちづくり～

南さつま市 市民福祉部 福祉課
〒897-0003 鹿児島県南さつま市加世田
川畑2648番地
TEL：0993-53-2111 FAX：0993-52-0113



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用

